令和3年第1回定例会会議録(第5号)

令和3年3月17日

○出席議員(24名)

1番 貢 君 2番 日名子 敦 子 君 田 3番 美 馬 恭 子 君 真 君 4番 团 部 5番 手 束 貴 裕 君 6番 安 部 郎 君 7番 小 野 正 明 君 8番 森 大 輔 君 忠 9番 重 昭 君 10番 森 Щ 義 治 君 穴 井 宏 君 12番 加 藤 信 康 君 11番 \equiv 13番 荒 卓 雄 君 14番 松 Ш 章 君 金 16番 市 原 隆 生 君 17番 黒 木 愛一郎 君 平 野 文 君 松 Ш 峰 生 君 18番 活 19番 20番 哲 男 君 21番 堀 本 博 行 君 野 П 22番 本 成 君 23番 泉 武 弘 君 山 24番 野 則. 君 首 藤 正 君 河 数 25番

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

市 長 長 野 恭 紘 君 副 市 長 呵 南 寿 和 君 育 上 君 教 長 寺 出 悌 君 副 市 長 Ш 隆 上下水道企業管理者 岩 田 弘 君 総 務 部 長 末 田 信 也 君 総務部参事 Ш 誠 君 画 部 路 君 長 松 Ш 幸 <u>\\</u> 企 兼契約検査課長 観光戦略部長 田 北 浩 司 君 経済産業部長 白 石 修 \equiv 君 公営事業部長 亨 君 生活環境部長 藤 文 君 上 田 安 紀 福祉共生部長 中 西 康 君 猪 彦 太 いきいき健幸部長 股 正 君 兼福祉事務所長 設 部 長 松 屋 益治郎 君 共創戦略室長 田 剛 君 崹 君 君 消 防 長 須 良 教 育 部 長 稲 尾 隆 上下水道局次長 上下水道局次長 内 君 藤 吉 賢 次 君 佳 Ш 兼総務課長 財 政 課 長 安 部 政 信 君 総務 課 長 牧 宏 爾 君 総合政策課長 行 部 さと子 君 情報推進課長 浜 崎 真 二 君 観光課長 日 置 伸 夫 君 温泉課参事 中 村 賢一郎 君 茂 夫 君 産業政策課長 環境課長 君 奥 堀 英 樹 福祉政策課長 田辺 裕 君 ひと・くらし支援課長 寺 山 真 次 君 大 野 高 之 君 健康づくり推進課参事 都市政策課長 籠 田 真一郎 君 橋 本 和 久 君 公民連携課長 大 野 高 之 公園緑地課長 君 学校教育課長 北 村 俊 雄 君 学校教育課参事 利 光 聡 典 君 社会教育課長 矢 野 義 知 君 杉原 勉 君 兼スポーツ健康課長

○議会事務局出席者

花 田 伸 一 議事総務課長 佐 保 博 士 局 長 補佐兼議事係長 藤内洋 補佐兼総務係長 内 田 千 \longrightarrow 乃 主 市原祐 ___ 査 浜 崎 憲 主 查 幸 松尾麻 佐 藤 雅 俊 主 査 里 主 任 主 事 大城祐美 速 者 桐生能成 記

○議事日程表(第5号)

令和3年3月17日(水曜日)午前10時開議 第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件 日程第1(議事日程に同じ)

午前 10 時 00 分 開会

○議長(松川章三君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします

○2番(日名子敦子君) 通告の順番通りに質問させていただきます。

まずは、新型コロナワクチンについてです。

新型コロナワクチンに関しましては、毎日のように報道されていますが、日々状況が変化しますし、まだまだ安定しないワクチンの供給量に、地方自治体も気が気ではない状況ではないかと思います。

昨日の大分県知事の会見でも、高齢者や高齢者施設の職員から接種開始ということでした。ワクチン接種につきましては、市民の皆様の大きな関心事でございますし、現時点での別府市での接種方法・方針について伺いたいと思います。

大分県内の医療従事者の先行接種につきましては、報道等にありましたように、別府市内におきましても2月22日から開始されております。私の周りの医療従事者の方々も1回目の接種が終了し、副反応がなかったと安堵されておりました。

では、高齢者への接種のスケジュールはどうなっているのでしょうか。 教えてください。 〇健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

高齢者接種は、65歳以上の方が対象となり、本市においては約4万人おられます。4月5日の週に大分県に高齢者接種分ということでファイザー社製ワクチンが2箱入ってきて、別府市には1箱が分配されます。1箱に195瓶ワクチンが入っており、1瓶当たり5回接種すると975回分となります。ファイザー社製ワクチンは、3週間の間隔を空けて2回接種することとなっておりますので、確実に2回接種を受けていただくために、1箱当たりの接種可能人数は、975回を2で割って約487人と設定されます。4万人の対象者全員に向けて487人の予約を募集することは、混乱を生じさせることになると思われますので、当初配分されるワクチンについては、4月12日以降高齢者福祉施設に入所されている方とその施設に従事されている方のうち、接種を希望される方を対象に行うよう、各施設と調整を行っているところでございます。

○2番(日名子敦子君) 65歳以上の方が4万人、それに対してまずは487人分ということで、この数字からもまだまだワクチンが不足していることが分かります。市内の高齢者施設約100件との調整もなかなか困難ではないかと理解いたします。

高齢者施設の方の話によりますと、接種後のアナフィラキシーショックを一番危惧されていました。また、居宅での要介護者や訪問ヘルパーの皆さんからも、なるべく早い段階での接種を御希望との声を伺っております。

では、その他の65歳以上の方々への本格的なワクチン接種開始はいつ頃になりそうですか。

○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

大分県に65歳以上高齢者向けとして供給されるワクチンの量が、4月5日に2箱、12日と19日に10箱ずつとなっております。ワクチンの供給量が非常に限定的であり、安定的にワクチンが供給されるまでの当面の間は、福祉施設での接種を実施してまいります。本格的に65歳以上の方へのワクチン供給がなされるのは、5月からとの報道がございましたので、接種を御案内できるのは4月下旬となる予定です。しかし、ワクチンの供給量によって変更となるおそれもございます。

○2番(日名子敦子君) とにかくワクチンの供給量によりそうですので、今後の案内を注 視したいと思います。 先週の予算答弁で、基本は医療機関での個別接種、医療施設約 100 件を見込んでいるとのことでしたが、医療機関 100 件は確保できそうでしょうか。

○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

医師会にて接種会場となっていただける医療機関を募ったところ、3月12日時点で約70の医療機関より接種を行っていただけると返答をいただきました。100施設には到達しておりませんが、各医療機関より報告をいただいている接種可能人数を精査し、実施に向け支障がないか検証を行ってまいります。試算の結果、医療機関での個別接種だけでは円滑な接種実施に支障を来すと判断した場合は、集団接種の実施も検討いたします。

○2番(日名子敦子君) 副反応などへの対応のリスクや、通常診療、緊急診療の合間のワクチン接種となることもあり、手を上げられなかった医療機関もあったそうです。約70の医療機関で間に合えばいいのですが、とにかくスタートしてみないことには、どういった問題が発生するか分からない状況だと思います。

集団接種がもし必要だと判断された場合には、集団接種のシミュレーションを実施する 予定ですか。

- ○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。 集団接種を実施する場合は、開催について検討をしてまいりたいと思います。
- ○2番(日名子敦子君) 早めの判断が必要になってくるかと思います。 今回、ファイザー社の超低温管理下のワクチンを使用とのことですが、小規模医療機関では、ワクチン1瓶6回分は、ワクチンの管理保存面から考えて、予約制でも難しいのではないでしょうか。
- ○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。 現時点では、ワクチン1瓶から5回接種となっております。貴重なワクチンであるので、 極力廃棄などが発生しないようにしたいと考えております。可能であれば予約時に接種日 をこちらから5回分で収まるように誘導するなど、今後の予約方法を検討してまいりたい
- ○2番(日名子敦子君) 別府市では1瓶5回接種分ということです。注射器の種類、形状によって6回分、7回分と報道されていますが、別府市に入ってくる注射器は、5回分用ということですか。
- ○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。 現時点では5回分で当面は配分されるというふうになっております。その後については、 現時点では予定は未定となっております。
- ○2番(日名子敦子君) では、ワクチンを管理する冷蔵庫はどうなっていますか。
- ○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

と考えております。

各医療機関においては、マイナス75度のディープフリーザーから冷蔵状態で配送されてきたワクチンを2から8度の冷蔵庫で保管していただくこととなります。ディープフリーザーから冷蔵状態に移行した時点でワクチンは5日間以内に使用していただくこととなります。ディープフリーザーから各医療機関へのワクチン配送につきましては、市で行う予定としております。

- ○2番(日名子敦子君) 70の医療機関に予約状況に合わせて配送作業もなかなか大変だと 思います。高齢者施設への接種後、基礎疾患をお持ちの方がその後に続くと聞いています が、今回のワクチン接種は16歳以上が対象ということです。高校生や大学生への啓発の 予定はありますか。
- ○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。 65歳以上高齢者、基礎疾患がある方等の接種の次が、16歳以上の方を含む一般の方への接種となります。16歳以上の方への接種に際しては、市内の高校、大学等へ広報の協

力を依頼する予定です。

○2番(日名子敦子君) うちの娘たちがちょうど 16歳ですので、ワクチン接種についても家で話をしています。副反応も気になります。今後、ワクチン供給量によって日々対応も変化するのではないかと思います。

コールセンターも昨日からスタートしていますが、市民の皆様に分かりやすく丁寧な情報提供をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2番、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

市は、この1年様々なコロナ対策支援を行ってまいりましたが、まずは対策店舗支援補助金についてお聞きします。

感染症対策補助金上限2万円及び事業継続支援金28万円の実績についてお答えください。

○産業政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

アクリル板、ビニールカーテンなどの仕切り、非接触型体温計などの購入に対する対策店舗支援補助金につきましては、267件の交付決定に対しまして451万9,100円の支給、スナック、バー、ラウンジといった主に接客を伴い酒類を提供する店舗への事業継続支援金につきましては、270件の交付決定、7,560万円の支給を行っております。

○2番(日名子敦子君) 事業継続支援金28万円に関しましては、2週間の休業をお願いしたということで、クラスターが本当に感染者もなく、現在に至っているのではないかなと思います。

それまで感染拡大防止対策のためのアクリル板やビニールカーテンなど購入をちゅうちょしていた方々が、この補助金をきっかけに購入できたという声を多く聞きました。

その一方で、いまだに対策ができていない店舗もあると聞きます。そのような店舗への 感染拡大防止対策の啓発は、今後行政としてどのように取り組んでいきますか。

○産業政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

現在、別府市では感染拡大防止対策に取り組む飲食店に対しまして、感染防止対策実施店として「鬼コロナ対策ステッカー」を交付しております。その内容といたしましては、感染拡大防止対策をさらに進めるため、より高い安全基準である17項目からなる別府市コロナ感染防止対策強化基準「鬼対策基準」を策定し、その基準をクリアした飲食店には「鬼コロナ対策ステッカー」を交付し、ステッカーを交付した店舗は、別府市公式ホームページ等で順次公表をしております。その基準の一つには、アクリル板やビニールカーテンなどの設置の項目があります。ただし、アクリル板の設置が困難な場合は、十分な距離を保つこととしております。

この制度の周知につきましては、公共施設や旅館・ホテル、公共交通機関などへのポスター掲示や卓上ポップの設置などを行い、広報に努めているところでございますが、まだまだ浸透していないところもございます。今後も制度の周知により感染防止対策実施店として登録していただく店舗を拡大することで、感染防止対策の啓発につながることを期待しております。

- ○2番(日名子敦子君) 先週末から、別府市街地でも人通りが増えてきたと感じております。 いざ緊急事態宣言が全ての都県で解除され、市外・県外から観光客の皆さんが来られたと きに、別府市がしっかりと対策を取っているかと問われそうです。「鬼対策基準」という だけに、内容はなかなか厳しいものになっているようですが、この感染防止対策実施店 ステッカー交付について、基準の項目に接触確認アプリCOCOAの登録が必要とあります。ガラケーしかお持ちでない、または携帯自体を持っていない場合は、COCOAの登録ができませんが、こういった場合はどう考えていらっしゃいますか。
- ○産業政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

COCOAの登録につきましては、ガラケー、いわゆるアプリをインストールできない端末、そういった端末しかお持ちでない方、あるいはガラケーも持っていない方には、登録の強制は行っておりません。もし従業員や家族でスマホをお持ちの方がいらっしゃれば接触者となりますので、登録をお願いしております。

調査の段階でガラケーしかない場合、スマホに機種変更した時点での登録をお願いして おります。

○2番(日名子敦子君) このアプリは過去 14 日間、つまり 2 週間のうちに陽性者と接近の 可能性があった場合に通知が来るシステムで、その後、病院への受診等の指示が表示され るようです。アプリの不具合も国から報告されていますので、余計に登録者が増えないの は、その一因だと感じています。

ウイズコロナの生活がまだまだしばらく続きそうですので、私も気を緩めずに生活していきたいと思います。市民も皆様への啓発も引き続きお願いして、次の項に移りたいと思います。

では、続きまして、社会教育施設利用についての質問です。

昨年9月議会におきまして、別府市公会堂の予約が、夜、夜中から並んで待つことのないよう、予約方法の改善策の検討をお願いいたしましたが、その後、状況はどうなっていますか。

○社会教育課長(矢野義知君) お答えいたします。

別府市公会堂の予約方法につきましては、現在の窓口での予約受付を廃止し、大分公共 施設案内予約システムのみの予約受付に変更いたします。

また、新たに毎月1日から5日までの間に市内の方を優先いたしまして、予約システムによる受付を行うこととし、仮に予約が重複しても、予約システムによる自動抽せんを行い、翌6日に抽せん結果をメール等で御連絡いたします。この予約方法の変更に伴いまして、これまでのように毎月1日に並ばれて、先着順による予約の申込みをする必要がなくなります。

- ○2番(日名子敦子君) 大分公共施設案内予約システムでの予約に変更となり、改善されたということで大変うれしく思いますが、予約システムのみでの予約になりますと、パソコンやスマートフォン、ネット環境がない方やシステムの利用方法が分からない方にとって、それはまた困難となります。そのような方々へはどのような対応をお考えですか。
- ○社会教育課長(矢野義知君) お答えいたします。

予約システムを利用できない方には、これまでと同様に施設の窓口に直接お越しいただければ、職員が代理でシステム予約を行います。抽せん結果につきましては、電話でも結果をお知らせいたします。

予約システムが利用できない方に対しまして御不便をかけないよう、今後も対応してまいります。

- ○2番(日名子敦子君) 別府市公会堂の窓口で対応していただけるということですが、システムの抽せんに外れた場合は、日程変更の予約を再度窓口に出向かなくてはならないのですか。
- ○社会教育課長(矢野義知君) お答えいたします。

予約システムでは、代表者1人につき1回の予約で第3希望まで予約を入れることが可能ですので、仮に第1希望が外れて第2希望、第3希望の日程を予約することができます。 この方法によりまして、再度窓口に来て予約し直す必要はないものと考えております。

今後、予約システムでの運用を開始してからも、できる限り利用者の方が御不便にならないよう改善を行ってまいります。

○2番(日名子敦子君) 公会堂の予約は、高齢者も多いと聞きました。予約するのに不便

がないよう丁寧に対応していただきたいと思います。

また、ネット等で予約となりますと、公民館条例で使用が制限されています営利を目的 とするものについて確認ができなくなるおそれはありませんか。

○社会教育課長(矢野義知君) お答えいたします。

予約の詳細状況を職員が確認する際に、営利を目的とするものと思われる予約につきましては、その都度相手側に確認を取りまして、適切に対応してまいります。

- ○2番(日名子敦子君) そこは、しっかりと対応していただきたいと思います。 予約方法の変更につきましては、いつから開始ですか。また、利用者への周知方法については、どのようにお考えですか。
- ○社会教育課長(矢野義知君) お答えいたします。

予約方法の変更につきましては、4月1日より実施をいたします。

利用者への周知の方法ですが、市報3月号にてお知らせをしております。また、今月3月からは、窓口で予約する利用者へも直接その都度御説明を行い、さらに利用者説明会におきましても詳しく説明をしてまいります。

○2番(日名子敦子君) ネット予約への変更となりますと、難しいとか分からないなどと 思われる方もいらっしゃるかもしれません。優しく丁寧に対応をお願いいたします。

では、次に別府市公会堂大ホールの改修予算が、令和3年度当初予算に計上されていますが、改修の内容を説明してください。

○社会教育課長(矢野義知君) お答えいたします。

今回の別府市公会堂の改修は、大ホールの観客席と舞台照明等の設備を中心に実施をいたします。観客席につきましては、別府国際観光会館で使用されておりました観客席を昭和 61 年に移設し、大ホールで使用してきましたが、老朽化がかなり進み、席の間隔が非常に狭く利用しにくいと利用者アンケートの結果もありましたので、今回、全面的に新しい座席に取り替えます。観客席の設置では、これまでより前の席との間を 20 センチ程度広げまして、また席と席との横の間隔を 10 センチ程度空けるなどして、席の配置でもかなりのゆとりを持たせ、最新の機能を取り入れることにより、高齢者の方でも立ち上がりやすい座席の構造で、快適にゆったりと観客席に座ることができます。

大ホールの座席数は、現在 557 席ありますが、今回の改修で席の間隔を十分に取ることから 407 席となる予定です。また、車椅子スペースは、現在は4か所ありますが、両サイドに各2か所増設いたしまして、合計8か所となります。

舞台照明につきましても老朽化が進み、故障の際に交換部品の調達も困難になっていることから、全面的に改修し、舞台照明の全面LED化を行います。

さらに、舞台のどんちょうについても老朽化が著しいことから、新しく交換をいたします。

なお、工事実施に伴いまして、10月から令和4年3月までの約6か月間、別府市公会 堂を休館いたします。利用者の皆様には代替設備として各地区公民館等の他の施設の利用 について御案内をしてまいります。

○2番(日名子敦子君) 現在の公会堂の椅子は、懐かしい観光会館の椅子を移設したということで、実にもう何十年たっているのでしょうか。公会堂の椅子に座るたび、椅子を替えてほしいと思っていましたので、今回の改修は非常に楽しみです。

では、公会堂改修に要する事業費の内訳と財源について御説明ください。

○社会教育課長(矢野義知君) お答えいたします。

今回の事業費につきましては、市民会館大ホール等改修工事の内訳ですが、観客席改修工事費、舞台照明改修工事費、その他附帯工事費の合計合わせまして、2億4,793万5,000円となりまして、舞台どんちょう取替え委託料が1,400万3千円となります。

財源についてですが、観客席と舞台照明等の補助対象工事費 2 億 4,359 万 1,000 円のうち、補助率 4 分の 3 の 1 億 8,269 万 2,000 円が、防衛省の民生安定化施設整備事業費補助金となります。今回の大ホール等改修事業につきましては、防衛省の補助金を最大限活用することで市の財政負担を極力抑えた中で、これまで利用者からの要望が多かった大ホールの観客席と舞台照明を中心とした全面的な改修を実施いたします。

令和4年4月には、別府市公会堂は利用者が前後左右の方を気にすることなく、ゆったり落ち着いて座ることができ、快適に利用ができる新たなホールとして生まれ変われるよう準備を進めてまいります。

○2番(日名子敦子君) 約2億5,000万円のうち4分の3が防衛省からの補助金ということです。

10月から半年間にわたって完全休館ですが、先ほどの答弁のとおり利用者の皆様には代替施設の御案内を丁寧にお願いいたしまして、次の項に移らせていただきます。

近鉄跡地ホテル建設報道について質問いたします。

2月19日の新聞報道で、近鉄百貨店跡地に大型ホテルの建設計画の記事が載りました。 市は、この計画に関してどの程度把握されていますか。

○観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

今回の計画につきましては、新聞報道で知った次第でございます。現在のところ、観光 課に対しまして、施設概要や建設に関するスケジュールなど、関係者より説明は受けてお りません。新聞やテレビなど報道でされている内容しか把握できていない状況でございま す。

- ○2番(日名子敦子君) 別府駅前、メインストリートの一等地で、周辺への影響が多いと思われますし、市民の皆さんもきっと関心をお持ちなのではないでしょうか。市は、新聞報道で知ったということを伺い、大変驚きましたが、事前に把握してどういうものが建設されるのか、市民の皆さんへ周知することなどができれば、皆さん安心するのではないでしょうか。何かそういう方法はありませんか。
- ○都市政策課長(籠田真一郎君) お答えいたします。

建築物の高さが15メーターを超えるものにつきましては、環境保全条例の指定建築物の申請が必要となります。申請に当たりましては、事前に建築物の高さに応じて決められる一定の範囲の土地・建物の所有者や居住者などを対象としまして、申請者に説明会を開催していただくことになっています。

○2番(日名子敦子君) 観光課、都市政策課からそれぞれ現状で答えられる範囲の答弁しかいただけませんでしたが、民間事業ですので、しようがないと言ってしまえばそれまでなのかもしれません。しかし、この場所は商業、観光、環境などの観光客の皆様にとっても中心的な場所です。駅前通りの景観、植栽はどうなるのか、ショッピングモールも併設されるならば、地元商店に影響はないのかなどを、相手側への事前聞き取りがあってもよいのではないかと思います。

市の観光行政を担う立場として現状をしっかりと把握すべきではないかと思いますが、 いかがですか。

○観光戦略部長(田北浩司君) お答えいたします。

宿泊施設関連では、今年におきましても、星野リゾートやホテルアマネクなどの新規オープンのホテルが予定されております。このようなことを含め関係課とともに敏感に情報をつかめるように今後努めてまいりたいと思います。

○2番(日名子敦子君) 別府駅周辺に次々とホテルがオープンしています。「またホテル」という声も聞こえてきます。早急に適切な対応を望んで、次の項目に移ります。

中庭有効活用実証実験についてです。

市役所中庭でキッチンカーによる販売の実証実験を行ったということですが、その実施 結果と、よかった点や改善点があればお答えください。

○総務課長(牧 宏爾君) お答えいたします。

昨年10月1日から12月18日までキッチンカー導入の実証実験を行いましたが、期間中5,234名の方に御利用いただきました。

効果としましては、キッチンカーによる飲食物の提供、竹製ベンチの設置を行ったことから、中庭で食事を取る光景が見られるようになりました。

また、別府市民フィルハーモニー管弦楽団による音楽会を10回開催したところ、利用者数は約20%増加したことから、音楽会などのイベントと共催することにより、事業の効果がより高まるということも分かりました。

改善点としまして、キッチンカーの発電機の音が大きく、音楽会の開催時などは気になるような状況でした。出店者からも、電源を取れるようにしてほしいという要望もいただいております。

キッチンカーによる飲食物の販売が、まだ市民や来庁者に浸透しておらず、利用者が職員に偏っていたという状況もあることから、広報に力を入れていく必要があると考えております。

- ○2番(日名子敦子君) では、キッチンカーはどのくらいの台数が出店し、どのようなメニューを販売したのでしょうか。それから、実証実験を受けて出店者の反応はいかがでしたでしょうか。
- ○総務課長(牧 宏爾君) お答えいたします。

キッチンカーの出店について公募したところ、10事業者に応募していただき、期間中毎日2台から4台のキッチンカーが出店いたしました。販売メニューとしましては、カレーやビビンバなどの御飯物やつけ麺、うどん等の麺類、ハンバーガー、たこ焼き、デザート類まで多様なメニューを提供していただきました。

出店者からは、「市民への宣伝方法や営業時間帯の検討が必要」、また、「職員以外の利用者を増やすためにイベントとの共催をしてもらいたい」、「市民に浸透するためには継続することが大切」などの御意見をいただいております。

- ○2番(日名子敦子君) 答弁のとおり、市民や来庁者にまだまだ浸透していないようです。 やはりすてきな音楽の生演奏を聞きながらランチやお茶ができますし、もう少し集客アッ プを期待しますが、今後どのような取組を考えていますか。また、せっかくの試みですの で、美術館や別府公園を訪れた方を誘導するようなことも効果的と考えますが、いかがで しょうか。
- ○総務課長(牧 宏爾君) お答えいたします。

気候のよくなります今月22日から5月末にかけて2回目の実証実験を予定しております。その中で、今回好評だった音楽会や新たな取組として農産品等の物品販売のイベントを同時開催することで集客効果を上げたいと考えております。

また、市役所中庭は閉ざされた空間のため分かりづらいという声もありましたので、のぼりを設置するなどPRを行ってまいります。

また、周辺施設からの誘導についても、今後検討していきたいというふうに考えております。

- ○2番(日名子敦子君) 来年度、中庭の整備を行うということで当初予算に計上されていますが、具体的にはどのような整備ですか。
- ○総務課長(牧 宏爾君) お答えいたします。

今回の改修工事では、段差の解消、老朽化したベンチの改修や増設、日よけスペースの 設置、イベントやキッチンカーで使用する電源工事等を行い、市民・来庁者が憩える空間 をつくっていきたいと考えております。

- ○2番(日名子敦子君) コロナ禍でイベント等が減り、キッチンカーの運営が厳しいので、 このような取組がありがたいと事業者の方から伺いました。整備後、中庭の風景や雰囲気 が変わることを楽しみにいたしまして、全ての質問を終わらせていただきます。
- ○5番(手東貴裕君) 日名子議員に続きまして、私もしっかりと質問をさせていただきたいと思いますが、最後は、今日の本日最後は、安部一郎大先生がエネルギッシュに質問させていただきますが、私は穏やかに質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは別府市のペーパーレス化、タブレット端末の導入についての質問をさせていただきます。

今日、実は朝から私、ものすごく緊張しておりまして、2年ぶりに今日妻がお休みでございまして、私の質問を見てくれているということでございますが、しっかり頑張ります。それでは質問ですが、別府市は、全国に先駆けてデジタルファーストの宣言を出しました。市民サービス向上等、特に私が期待しているのは、観光立国日本におけるモデル都市のブランドを確立するということを目的としているということについては、大変期待をしているところでございますが、デジタルファースト宣言については、小野議員がしっかりと質問してくださると思いますので、私は特に行政改革と環境対策、この観点からデジタル化、ペーパーレス化に取り組んでいるという部分についての質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず別府市においてタブレット端末を導入しペーパーレス会議が実施された と思いますけれども、現在の状況についてお聞かせください。

○情報推進課長(浜崎真二君) お答えいたします。

本市では、令和元年 12 月にタブレット端末 30 台を購入し、市内部の会議である行政経営会議においてペーパーレス会議を実施しました。その後、行政経営会議につきましては、継続してペーパーレスで開催しており、また財政課で行う予算査定事務や、総務課で行う議会関連事務などにおきまして、ペーパーレス会議を行っております。

○5番(手東貴裕君) 別府市では、令和元年の12月にタブレット端末を30台導入している、 それから、市内部の行政経営会議ではペーパーレス会議を実施し、継続してペーパーレス 会議を行っているということでありますので、このコロナ禍においては本当にすばらしい ことだと評価をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、県内の自治体、執行部、また議会の導入状況、導入予定がどのようになっているか、分かる範囲でお答えください。

○情報推進課長(浜崎真二君) お答えいたします。

県内におけるペーパーレス会議の導入状況ですが、執行部におきましては、本市を含め 大分市、佐伯市など7市で導入されており、導入予定は5市町となります。議会としまし ては、杵築市、国東市など5市で導入されており、導入予定は6市町となります。

○5番(手束貴裕君) もう県内でも多くの自治体が導入しているということでございます。 頂いた資料では、もう既に導入しているところに続いて、特に議会の部分なのですけれど も、もう令和3年3月、今月にも導入するところ、来月にも導入するところが増えてき ているということでありますので、やはり別府市もデジタルファースト宣言を出している 以上は、議会でもやはり導入をすべきではないかなというふうに私は考えておりますので、 阿部真一委員長を中心としたタブレット端末の導入検討委員会のほうにもまた提案をして いきたいなというふうに考えておりますけれども、この導入検討委員会で先進地視察で国 東市に行ってきたのですけれども、このときに、利用が難しいのではないかとか、手順が 複雑ではないかというような意見が出たのですけれども、別府市では同様の意見が出た のではないかというふうに考えますが、このペーパーレス会議やタブレット端末の導入に 当たっての操作研修等は行ったか、お聞かせください。

○情報推進課長(浜崎真二君) お答えいたします。

ペーパーレス会議システムの導入に当たりましては、操作研修は実施していません。使い方を記した利用マニュアルを作成し、利用者に配布したのみです。本市で利用したペーパーレス会議システムは、全国 261 の自治体で利用されており、画面を指で左右に進めることでページめくりができるなど容易な操作で利用できます。また、タブレット端末におきましても同様であり、操作研修は行っていません。こちらも画面を指でタッチしていけば必要な機能を利用できるなど、容易な操作で利用することができます。

○5番(手東貴裕君) 操作研修などは実施をしていないということでございますけれども、操作、本を読む感覚で操作が可能だと。私もちょっと触らせていただいたのですけれども、本当に簡単に操作ができたなと思っております。それから二、三度使えば問題なく利用できるということでございますから、操作は簡単だと、私も使ってみてそう思いましたので、簡単だと思います。

では次に、ペーパーレス会議を実施したときの効果、これについてはどのように考えているかお聞かせください。

○情報推進課長(浜崎真二君) お答えいたします。

ペーパーレス会議の定量的な効果としましては、次の3点があります。

まず職員の業務負担の軽減です。紙を利用した会議の場合、会議用の資料を必要部数コピーしたり、資料の変更が発生したときの差し替え作業など、会議に準備にかかる職員の負担は少なくありません。さらに紙の資料の場合、ファイルに保管する手間、文章を廃棄する手間など、紙を利用することによる職員の業務負担は大きいものがあります。ペーパーレス会議を利用することでこのような職員の業務負担を軽減することができ、職員は、職員でなければできない業務に注力することができるようになる、そのように考えております。

2点目としましては、環境への配慮及び経費の削減です。ペーパーレス会議を利用する ことで年間約46万枚の紙の削減効果を見込んでいます。

3点目としましては、保管場所の削減です。これにつきましては、年間で10センチのファイル換算で471冊のファイルの削減、それを保管する本棚11台の削減効果を見込んでいます。

また、定性的な効果としましては、保存文書の検索が迅速にできる、過去の資料や関連する資料を持ち運べ、いつでも容易に見ることができるなどの効果が、ペーパーレス会議を行った部署から上がっています。

○5番(手東貴裕君) ペーパーレス会議の効果、たくさんあると思います。特に私は、業務負担軽減というのは大変いいことだと思っております。特にコロナ禍においてやはり職員の方が必要なときに必要な場所に配置できる、また、そこに行って業務ができるということも、やはりこのようなコロナ禍においては非常に重要なことではないかなというふうに考えておりますので、その辺も評価をさせていただきたいと思いますし、環境への配慮、経済削減効果、資料の保管場所、この資料の保管場所も私は知らなかったのですけれども、かなり多くの資料を保管するということはやはり大変だというふうに思いますので、こういうこともやはり削減していくべきだろうというふうに考えますので、ここも評価をさせていただきたいなというふうに思います。

それから、保存文書の検索が迅速にできるということ、私も事務所というか、自分の家で資料を保管しているのですけれども、見たいものを見たいときに、過去の資料を何度も、どこだったかというのを何回も出して調べないといけないということも非常に大変でございまして、これがタブレットであれば、そこの場所を的確に探すことができるということ

もあるので、そこも非常に大きな効果ではないかなというふうに考えております。

それから、国でもデジタル庁を開設するなど、データの推進を積極的に行う考えを示しているところもございますし、デジタル化の取組は今後の行政運営、また市政運営に重要になってくるというふうに考えております。

今後のペーパーレス会議の取組などをどのように進めていくのか、今後の計画や課題などがあればお聞かせください。

○情報推進課長(浜崎真二君) お答えいたします。

ペーパーレス会議は、可能なものから順次実施していくことを推進しています。課題としましては、ペーパーレス会議用の端末が少ないという点があります。ペーパーレス会議用の端末としましては、現在7台が貸出し用であり、予算関連事務や議会関連事務が長期間にわたるため、端末が十分に準備できない場合があります。そのため、現在職員が利用しているパソコンを持ち運びができる小型タイプに変更することを計画しています。これにより職員が利用しているパソコンをそのまま使いペーパーレス会議を行いますので、利用の拡大が期待できます。

また、現在コロナウイルス感染症の対策として、多くの会議がインターネットを利用したウェブ会議となっています。ウェブ会議は原則ペーパーレスで実施されます。庁内の会議におきましても、新型コロナウイルスに対するリスク分散の観点から、ペーパーレス会議とウェブ会議を組み合わせた形式の会議に移行しているものもあります。

今後、ペーパーレス化、デジタル化の取組としまして、またコロナウイルス感染症対策 としまして、ペーパーレス・ウェブ会議を推進していきたいと考えております。

○5番(手東貴裕君) デジタル化の取組の一つとしてペーパーレス化、ウェブ会議、タブレット端末の導入について取組状況や今後の計画など質問をさせていただきました。別府市では、着実に実施されていますし、今後も積極的に推進をしていくということでございますので、この点について高く評価をさせていただきたいというふうに思います。ぜひ、今後も積極的に推進をしていただけるようお願いをいたします。

また、県内でも、先ほど申し上げましたけれども、多くの市町村の執行部、議会で広く使われるということも理解をしましたので、また想定できなかった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴ってこの環境といいますか、そういうものも大きく変わっております。その環境の変化に柔軟に対応しながら、デジタル化への積極的な推進、ペーパーレス化やウェブ会議を実施している点というのも、このコロナ禍においての部分でも評価をさせていただきたいと思います。

デジタル化、その第一歩であるペーパーレス化とデジタルファーストの推進について最後、市長、何かございましたら、一言お願いします。

○市長(長野恭紘君) お答えします。

デジタル化、またDXに対しても、取組について今、議員から様々な御指摘、また御提案をいただきました。デジタル化とかDXというと、何かDXはデラックスで、何か、どういう意味だと。実は「デジタルトランスフォーメーション」だったと気づいた方も最近よくいらっしゃるというふうな、そういうニュースも聞きますが、とにかくこれは手段であって、目的ではないわけですので、とにかくこれを使って我々の究極の目的である市民の幸せのためにこのDX、デジタルを、テクノロジーをどういうふうに便利に使っていくかということが手段であって、我々の幸せを実現させる目的なのだろうというふうに、これを忘れずにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

別府は、令和元年の6月に日本で初めてデジタルファースト宣言というのをしました。 これは日本で初めてです。12月に、まず第1に部長級以上の皆さんで集まって定期的に 行っている行政経営会議は、ペーパーレスでまずやろうということでずっと取組をさせて いただいています。これに関しては当然コロナより前ということですので、コロナの影響によって急激なデジタル化を迫られているわけでありますけれども、それは急にやろうと思ってもなかなかできるものではなくて、この時点で部長級以上の職員がそれをできていたというのは、非常に大きな今の成果にもつながっているのではないかというふうに思います。

県内でもまだなかなか進んでいないようでありますけれども、RPAとかAI OCR とか、今精度もかなり高くなっていますので、こういった便利なテクノロジーを使いながら労力を割いていくとか時間を節約していくとか、それが結局市民のサービスに直結をしていくわけ、丁寧な仕事ができるということになるわけでございますので、そういったことのためにしっかりとこれを使っていきたいというふうに思っています。

私からお願いをしたいことは、議員言われたようにそんなに難しいものではありませんし、ぜひ議会の中でもこのペーパーレス化、ペーパーレス会議の導入を早期に行っていただきたいというふうにお願いを申し上げたいというふうに思います。

これは、例えば 100 ページの資料を 100 冊分用意して、1ページそこでちょっとミスがあれば、その真ん中をホッチキスで止めているのを抜き出して、数時間かけて職員全員でその部分をもう一度差し込んでホッチキスで止めるみたいな作業が、昨日、クラウドの話が出ましたけれども、クラウド上にある1つの資料を1枚書き換えて格納して、それに皆さんがアクセスしていただければ、もう本当、ものの1分で終わるような作業を、今2時間、3時間かけてやるようなことをやっていますので、これはやはり執行部ももちろん、当然まだまだ努力をしなければいけませんが、議会の皆さんと協力することによってこういったことが解決できるということでございますので、ぜひ御検討いただければというふうに私からもお願いを申し上げたいというふうに思います。

○5番(手東貴裕君) 市長、ありがとうございます。市長からも今御提言いただきましたので、議会としても全面的にタブレット導入ということはなかなか難しいことがありますが、ペーパーとタブレットを併用して活用するということは可能ではないかなというふうに考えておりますので、4月に阿部委員長が中心として、またタブレット端末の検討委員会を開催されるということでございますので、今日の質疑も含めてまた委員長のほうに御提案をさせていただきたいというふうに思います。市議会でも、少しでも早く導入できるように努力ができるように御提言をさせていただきたいと思いますし、これからも別府市のほうもこのペーパーレス化、しっかりと取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次は、マイナンバーカードの取得の推進についてでございます。

もう議員の方々もかなり取得をされている方もいらっしゃると思うのですけれども、私も申請をしております。ただ、今うれしいことに申込みが多くて、私ももう随分前にお願い、今月の初めぐらいですかね、お願いをしたのですけれども、23日の3時半ぐらいからでないと交付ができないということでありましたので、一般質問前に本当は交付してもらいたかったのですけれども、間に合いませんでしたが、本会議終了後に交付をしていただくということになっております。

まず、そこでお聞きをさせていただきたいと思いますけれども、別府市のマイナンバーカードの取得率、これはどのようになっているかお聞かせください。

- ○総合政策課長(行部さと子君) お答えいたします。
 - 別府市のマイナンバーカードの取得率につきましては、2月末現在で約21%となって おります。
- ○5番(手東貴裕君) 取得率、まだ21%ということでございますから、まだ取得率は高くない状況だというふうに考えます。

国は、令和5年3月までに全国民にマイナンバーカードを取得してほしいというような考えを示しているようでございますけれども、マイナンバーカードを全市民に取得できるよう、別府市としての交付体制、これはどのようになっているかお聞かせください。

○総合政策課長(行部さと子君) お答えいたします。

まず、マイナンバーカードの申請のサポート体制についてですが、令和3年1月4日より申請サポート窓口を設置いたしました。また、2月1日からは電話による問合せ窓口の設置や、2月10日からは市内7か所で巡回出張サポートを実施、また、2月14日には休日支援を行っており、市民の利便を図っております。令和3年4月以降につきましても、申請サポート窓口や巡回出張サポートを行う予定としております。

また、マイナンバーカードの交付の窓口体制についてですが、現在8席を設けており、 住所移動や電子証明の更新と合わせまして、月約1,600枚交付できる体制を取っておりま す。令和3年4月以降は、さらに交付専用に3席を増設し対応することとしております。

○5番(手東貴裕君) 申請サポート、昨日ニュースにも出ましたが、あ、違いました、あれはワクチンですね、失礼いたしました。窓口の設置、また電話受付体制、巡回サービスのサポートなど取り組んでいるということでございますけれども、やはり申込みをしたときに1回に30分ぐらい時間がかかるということでございますので、なかなか進まないというか、進めにくいところがあるかなと思います。

これも聞こうかなと思ったのですけれども、この状況であれば当然全市民、令和5年3月までに取得するというのはなかなか難しいと思うわけでありますが、これはあくまでも努力義務だと思いますので、できれば一人でも多くの方に取得をしていただけるように今後も努力をしていただきたいというふうに思います。

ここを一番聞きたかったのですけれども、別府市民の方に取得を別府市は勧めていくことになるわけでありますけれども、当然職員の方はたくさん取られていると思うのですが、別府市職員のマイナンバーカードの取得率状況というのをお聞かせいただけますか。

○総合政策課長(行部さと子君) お答えいたします。

職員のマイナンバーカード取得率につきましては、令和2年9月30日現在16.9%となっております。

○5番(手東貴裕君) やはり職員の方が率先してそのマイナンバーカードを取得していただかないと、市民の方に周知して、市民の皆さんに「取ってください」と言うのもなかなか言いにくい部分があろうかなと思いますので、ぜひ。役所の皆さんから職員の方が強制的に取れということは言えないとは思いますけれども、やはり市民の方に訴える以上は、職員の方が率先してマイナンバーカードを取得していただきたいと思います。ぜひそれを課長、よろしくお願いいたします。もう少し頑張ってほしいなと思います。

それから、次に、全市民の取得に向けていくということになりますけれども、マイナンバーカード普及後の利活用、これも何度か質問がありますけれども、別府市は今後どのように取り組んでいくのか、お答えをいただけますか。

○総合政策課長(行部さと子君) お答えいたします。

国は、最大で5,000ポイントが取得できるマイナポイントの申請期限を本年3月から9月に延長いたしました。また、本市の令和3年度予算には、市民サービスの向上とマイナンバーカードの利便性を向上させるため、諸証明等のコンビニ交付の実施に係る予算を計上いたしました。コンビニ交付は、マイナンバーカードさえあれば全国のコンビニで休日も交付でき、また朝の6時半から夜の11時まで利用できることとなっております。このように利便性やメリットを見える形で表すことにより、カード取得の促進を図ってまいります。また、マイナンバーカードの保険証利用につきましても、一部の医療機関で3月からスタートし、運転免許証にもなる計画もあります。

今後、本市におきましても、公共施設の利用やポイント制度、医療への利用など、マイナンバーカード、マイナポータルを活用した独自活用策を考え、カードの利便性と普及を促進してまいりたいと考えております。

- ○5番(手東貴裕君) 様々な取組、よく分かりました。新年度予算にも計上しておりますけれども、これは予算委員会でも質疑がありましたが、諸証明等のコンビニ交付についてでございますけれども、別府市としていつ頃導入を予定しているのかということ、また、コンビニ交付における証明書等の取得はどのようにするのか、これをお聞かせください。
- ○総合政策課長(行部さと子君) お答えいたします。

コンビニ交付の導入につきましては、令和4年2月の利用開始を目指して契約事務等の 準備を進めたいと考えております。

また、証明書等の取得方法につきましては、コンビニ内に設置されておりますキオスク端末を使いまして、画面操作により取得できます。具体的には、最初に端末の画面に表示されております「行政サービス」を選んでいただき、次にメニューの選択で「証明書交付サービス」を選択します。続いて、端末の所定の場所にあるカード置場にマイナンバーカードを置き、カード交付時に設定しました4桁の暗証番号を入力して本人の確認を行います。その後、証明書の種類を選択し、交付種別や記載事項、発行部数の選択を順次行った後、料金を投入口に入金し、証明書が発行されます。操作は、画面の表示や音声案内に従って行いますので、どなたでも操作できるものと考えております。

○5番(手束貴裕君) 令和4年の2月導入予定ということでございますが、コンビニ交付 が導入されれば大変便利になりますし、当然マイナンバーカードの取得が増えるというふ うに思いますので、これは大変期待をしているところでございます。

また、証明書等の取得でこの別府市役所に訪れる方々が、延べ10万人いらっしゃるということでございます。このコンビニ交付が進めば、当然職員の負担軽減にもつながるというふうに思いますし、お年寄りの方で近くのコンビニまで歩いていけば取れたりとかいうことも考えれば、大変便利になるのかなというふうなことを考えておりますので、大変期待をしているところでございます。

同じことを言うようになりますけれども、やはりマイナンバーカードの取得を別府市民に訴えるためには、推進していくためには、やはり別府市職員が優先的にマイナンバーカードの取得をぜひ率先していただきたいということを強く申し上げまして、この質問を終わって、次の質問に移らせていただきます。

最後は、学校教育の部分でございます。

昨日、野口議員のほうからもICT教育についてで重なるところがありますので、重なるところは省略をさせていただいて質問を進めさせていただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルスは、子どもたちにも大きな影響を与えました。別府市は、これに対して感染拡大を防ぐこと、特に命を守るという部分でいち早く臨時休校の措置を取ったということ、これは本当に私は大きな成果が上がったのではないかなということで、市長、大変評価をさせていただきたいというふうに思います。この臨時休校措置、いろんな御意見があったと思いますけれども、やはり命を守るということが最優先であったということ、これは本当に私はすばらしいことだと思っております。

その臨時一斉休校の措置が取られたということで、よく私のほうにも御質問があるのが、 学習の遅れがあるのではないかというような心配の御意見をいただいております。そこで、 学習の遅れを取り戻すためにどのような取組をなされたのかお聞かせください。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

授業時数を確保するための取組として、夏季休業日の短縮、土曜授業の実施及び行事の

精選を行ってきました。その上で、各学校において年間を見通した教育課程の調整を行う ことによって、当該学年で身につけさせたい学力の定着を図ってきました。その結果、2 学期中に市内全ての公立小中学校において遅れを取り戻すことができております。

○5番(手東貴裕君) この授業時数の確保というのは、大変苦労されたと思います。特に 夏季休暇が短縮をされるということ、これは子どもにとっては大きい意味があるのですけ れども、これは教職員の方々にとっても、どうしても夏季休暇の間にいろんな講習会に行っ たりとか、また自分たちができていない仕事に手をつけたりというようなことが、取れる 時間としてこの夏季休暇は重要だと私も思っているのですけれども、本当に大変だったな というふうに思いますが、その中でも授業の遅れを取り戻していくということは、高く評 価をさせていただきたいと思います。

では、次に、児童生徒の学力の定着状況、これについてお聞かせください。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

令和3年1月に小学校3年生から中学校2年生を対象に別府市学力調査を実施いたしました。実施教科は、小学校で国語・算数・理科の3教科、中学校は国語・社会・数学・理科・英語の5教科で、各教科とも基礎と活用の2項目について調査をしています。

その結果についてですが、実施した6つの学年のうち小学校3年生、5年生、6年生、中学校1年生の平均正答率は、全ての項目において全国の状況を上回っています。小学校4年生は6項目中1項目、中学校2年生は10項目中2項目で全国の状況を下回っているものの、別府市全体としましては、おおむね全国平均と同等の学力が定着していると捉えています。

○5番(手東貴裕君) 先日、校区の学校運営協議会のほうに出席をさせていただきました。 学力の状況を聞かせていただいたのですけれども、学校からの説明を聞いて、特に小学校 の先生も来ておりましたので、児童生徒の状況、本当に頑張ったなということも感じまし たし、かなりこの授業の内容については創意工夫されたなということ、特に放課後の時間 を使っての弱点の克服の時間に充てたりとか、それから習熟度に合わせた授業に取り組ん だこと、こういうものが特によい結果に結びついたのではないかなというふうに思います ので、今後もぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、新型コロナウイルスにかかわらず災害などの非常事態による休校というものが、 今後も起きないとは言えない、当然想定されると思います。そのような場合に、本年度の 経験を生かしてどのように対応するのかをお聞かせください。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による一斉臨時休校の際、各家庭で過ごす児童生徒の学習をいかにして保障するかということが課題となりました。その経験を踏まえ、今後災害などの非常事態で臨時休校になった場合は、児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、各家庭のWi-Fi環境を利用して学習指導や連絡をオンラインで行うことを考えております。具体的には、学校からの課題等をオンラインで児童生徒に配布したり、AI型ドリル、ドリル教材を家庭学習に活用したり、ビデオ会議システムでコミュニケーションを取るなどの活用が可能になります。

Wi-Fi環境のない家庭については、従来のように教員が課題プリント等を家庭に届けたり、対象の児童生徒のみ登校し対面指導を行ったりするなどの方法で学習を保障したいと考えております。

○5番(手東貴裕君) 大変難しい質問をしましたけれども、今後もあらゆる対策を取って いただいて、休校等が起きた場合に対応していただけるようにお願いを申し上げたいと思 います。

次に、感染症対策のために授業参観が、小学校では一部行われたところがあったと聞い

ているのですけれども、多くの小中学校では実施がされなかったと聞いております。この 実施を望む保護者の声が多く聞かれるのですけれども、ぜひこの授業参観、実施してほし いなと考えておりますが、考えをお聞かせください。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

授業参観を望む保護者が多いことは承知しております。また、懇談会等、学校と保護者が、学校・学級の経営方針や子どもについて共通理解を図る場は重要であると考えております。現時点で来年度の授業参観の実施の可否を判断することはできませんが、児童生徒や保護者の皆様の安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、慎重に実施の可否や実施方法を判断していきたいと考えております。

○5番(手東貴裕君) コロナ禍においてまだ先が見えていない状況の中での質問でしたから、大変難しいと思いますけれども、ぜひできるような状況が整えば実施していただければというふうに思います。

それでは、次の不登校についての質問をさせていただきます。

不登校の問題というのは、学力の問題と同じように重要な問題だと考えております。現在の不登校、不登校中の児童生徒の状況については、この間、聞き取りの中で説明をしていただきましたので、理解をしております。若干増えているということでございますけれども、私は、当初この不登校、また不登校ぎみの児童生徒というのは、新型コロナの影響だというふうに考えていたのですけれども、聞いてみると生活習慣の乱れというものが多いということでございました。これも一つ考えると、新型コロナの影響かなというふうに考えるのでございますけれども、やはり学校だけではなくて、その理由を考えると保護者との、家庭との連携というものも必要だというふうに考えますが、この不登校児童生徒に対しての支援というのは、どのようなことをされているのかお聞かせください。

○学校教育課参事(利光聡典君) お答えをいたします。

令和元年に文部科学省より示されました「不登校児童生徒への支援の在り方」に基づき、 学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指し た支援を行っているところでございます。具体的な支援といたしましては、本年度より県 事業のICTを活用した家庭学習支援を始めました。また、従前より別室登校、放課後登 校、家庭訪問等による教育相談や学習支援、心理士や社会福祉士等の専門スタッフによる 心理面・環境面への支援、教育支援室ふれあいルームやフリースクール等の活用による支 援を行っているところでございます。

- ○5番(手東貴裕君) あらゆる支援・対応をしているということを理解しました。先ほども申し上げましたけれども、やはり保護者と学校、また様々な機関との連携というのが必要だというふうに考えておりますけれども、その中で保護者、フリースクール、それから放課後の児童クラブ、それから放課後デイサービス等、こういうところとの連携はどのようになっているかお聞かせください。
- ○学校教育課参事(利光聡典君) お答えいたします。

保護者との連携については、面談等により支援方法の協議及び共有を行っています。フリースクールに関しましては、各学校とフリースクールが、対象児童生徒の利用の状況やその内容について定期的に共有を行っているところでございます。児童クラブや放課後等デイサービス等は、各学校ともに必要に応じて情報共有を行っています。家庭との連絡・連携が難しいケースや支援方法の構築に苦慮するケースもございます。各学校での支援会議及び専門スタッフや関係者が参加してのケース会議で支援方法等の検討と共有、役割分担を行い、組織的に対応をしているところでございます。保護者をはじめ関係者との連携は、個に応じた支援を進める上で必須であると捉えています。

○5番(手束貴裕君) 先ほども申し上げましたが、学校だけで対応するというのは難しい

と思います。児童クラブ、放課後等デイ、いろんなところと連携を取りながら情報交換を していくということ、大変いいことだと思いますので、ぜひ続けていただければというふ うに思います。

それから、答弁にもありましたけれども、家庭と連絡・連携が難しい、そういう御家庭もあると。先日の学校運営協議会の中でもそのような先生からの意見がございました。これが解決するのは非常に難しいというふうに思います。どのように解決していくのかということに関しては、なかなか難しいところでもありますけれども、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、私もまたこの不登校、また質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問でございますが、ICT教育についてです。

これも昨日、野口議員のほうから多く質問がございましたので、私は1つだけお聞きをさせていただきたいと思います。

ICT機器を利用したコミュニケーションを不登校児童生徒の支援に活用できないのかなというふうに考えているのですけれども、教育委員会の考えをお聞かせください。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

不登校児童生徒の支援においては、訪問等による対面指導・支援が適切に行われることが前提となりますが、その上でICTを活用した様々な支援が考えられます。例えばビデオ会議システムを使ったコミュニケーションや、オンラインによる課題の配布や回収、AI型ドリル教材による家庭学習支援などが考えられ、このような支援方法を検討しているところです。

○5番(手東貴裕君) 今答弁にもありましたけれども、私も対面指導、直接支援することが、 やっぱり一番いいことだというふうに考えております。ただ、先ほどの答弁の中にもあっ たように、家庭の状況によって対応が非常に難しいというような御家庭については、ぜひ ICT等を活用した支援を御検討いただきたいなというふうに思います。

少しでもこの不登校の問題を解決していただくこと、また、不登校の児童生徒というのは、長引けば長引くほどなかなか解決しづらいということもありますので、やはり早く、素早く取り組んで解決につなげていくことが一番重要だというふうに考えておりますので、どうか、大変な問題でございますけれども、しっかりと今後も取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○21番(堀本博行君) それでは、通告に従って順次質問を進めてまいりたいと思います。 まずはワクチン接種から入りたいと思いますが、この件については、これから大変な作業が待ち受けております。担当者の皆さん方、また医師会をはじめとする皆さん方には心から敬意を表したい、このように思っているところであります。

また、このワクチンについては、連日報道もされております。また、私は個人的にこのワクチン接種そのものが、いわゆる暗いこのコロナのトンネルを抜ける光になる、このように確信をしておりますし、そういう思いを持ちながら、質問項目はちょっと多めになっておりますが、端的にお答えをいただければと。確認の意味も含めて進めていきたいと思っております。

まずは1点目の質問から入りたいと思いますが、65歳以上の個別接種というふうに言われておりますが、個別接種についてもかかりつけ医の接種に、私なんかもそうなのですが、予診票が必要かどうか。

またもう1点。個別接種の病院の公表、先ほどちょっと触れられておりましたが、公表はいつ頃になるのか。この2点、まずお答えください。

○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

かかりつけ医での個別接種であっても、予診票は必要となります。予診票は、接種時に

医師の判断に必要な情報のほか、接種を希望する本人の署名欄が記載されています。また、接種後は、予診票にワクチン管理のための接種券、ワクチンロット番号とシールの添付がなされ、医療機関の費用請求に使用されます。

接種会場につきましては、現在、医師会を通じて募集を行った結果を精査中であります。 公表については、4月下旬に発送を予定している接種券と一緒に案内するチラシをお送 りする予定としています。発送の前後に市公式ホームページ上でも公表する予定です。

○21番(堀本博行君) ありがとうございます。次に、基礎疾患のことについてお伝えした いと思います。

具体的には病名もホームページのほうに記載を、列挙されておりますが、まず基礎疾患のある方々をどのように確認をするのか、これが1点。

それから、答弁の中にもございましたが……、まずその点ひとつお願いします。

○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

高血圧や心臓病、糖尿病など慢性の持病をお持ちの方や、身長と体重から算出されるBMIが30以上となる方が基礎疾患のある方となり、その方々については、予診票による自己申告を行うこととなっており、接種医が確認するようになっています。一般的に基礎疾患がある方はかかりつけ医がおり、その病院が接種会場となっていたら、その病院で接種を受けることになると想定しております。かかりつけ医が市外にいる場合は、住民票住所地以外での接種も可能となっております。

- ○21番(堀本博行君) 高血圧という話がありました。私も高血圧の薬を飲んでいるのですが、高血圧というふうな形で、この高血圧のいわゆる基礎疾患があるというふうに判断されるのは、どういうふうな、どの程度を指すのかということ。65歳未満の方でも血圧の薬を飲んでいる方がたくさんいらっしゃいますが、その点が分かれば簡単にお答えください。
- ○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

今回の新型コロナワクチン接種の基礎疾患において、高血圧については具体的な数値での定義はなされておりません。高血圧についても予診票による自己申告を行っていただき、接種医が判断することになります。

○21番(堀本博行君) 続いて質問します。コールセンターでの予約というふうになりましたが、その予約の手順を具体的にお示しください。

それから、65歳未満の現役世代の方々の接種は、主に土日・、休日ということになろうかと思いますが、これがいわゆる集団接種で行うのかどうか。また集団接種の会場、これをどのように考えているのか、この3点をお答えください。

○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

コールセンターでは、電話及びパソコン、スマートフォンからのインターネット予約を 受け付けます。

電話予約では、コールセンターのオペレーターが対応いたします。まず、接種券に記載されている接種券番号をお聞きし、住民票登録の有無を確認します。氏名や連絡先の確認後、接種希望日、日時をお伺いし、予約枠確認後、予約登録を行います。

インターネット予約では、事前登録が必要となります。登録ページへアクセスし、利用 規約に同意した上でメールアドレスやパスワードなど必要な情報を入力し、事前登録を行 います。事前登録完了後、予約ページにログインし予約登録を行います。予約完了後は、 完了メールが届くこととなっております。

また、耳の不自由な方につきましては、ファックス、またはメールでお問合せいただいた上で対応を講じたいと考えております。

集団接種を65歳未満の現役世代で行うのかということにつきましては、現役世代の接

種において、集団接種による接種のほうが適しているとの見解もありますので、検討したいと考えております。

集団接種の実施におきましては、医療機関の協力が不可欠ですので、医師会との協議により進めてまいりたいと考えております。

そしてまた、集団接種の会場なのですが、現在のところ、まだ集団接種の実施自体を決定しておりませんが、行う場合は体育館などある程度の広さを確保できる会場を想定しております。

○21番(堀本博行君) コールセンターの予約、いわゆるメールアドレスが云々となると、 高齢者の方々は分かりにくいというふうに思っています。一言で言っても高齢者の方々に なかなか難しい面もありますので、その点の対応、丁寧な対応をお願いしたいと思います。 また、先般も申し上げましたが、かかりつけ医のない現役世代の方々、要するに持病が なければかかりつけ医に行くこともないので、ありません。そういった方々が接種するの に非常に心配な面もあるというふうに、ある先生と話したときにもそういう話がありまし た。できれば、無事故を期してしていただければというふうに思います。

次に行きます。先ほど出ましたけれども、いわゆる副反応ですね。アナフィラキシーショック等の副反応のための待機場所をまずどう考えているのか。また、妊婦に対する接種をどうするのか。この2点、お答えください。

○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

ワクチン接種後は、少なくとも 15 分間、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方については、30 分間は状態を観察するようになっております。仮に予防接種後にアレルギーを疑うような息苦しさなどの呼吸器症状が見られた場合、接種会場でまずアドレナリンという薬の注射を行い、応急処置をした後、救急搬送するようになっております。接種後にもしアナフィラキシーが起こっても、すぐに対応が可能なよう体制を整えてまいりたいと考えております。

そしてまた、妊婦に対しての接種ですが、妊娠中の方も新型コロナワクチン接種は可能であります。ただし、妊娠中の方は、ファイザー社製のワクチンに関する臨床実験の対象から除外されているため、被験者数は限られており、胎児への影響について必ずしも明らかになっているわけではありません。しかしながら、特段の懸念が認められているわけではなく、妊婦については新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いとの報告もあることや、海外では接種が進められていることから、接種の機会は提供する必要がございます。このため、妊娠中の方については慎重に判断できるよう、予防接種法第9条第1項の接種を受ける努力義務については、適用しないこととなっております。

- ○21番(堀本博行君) ありがとうございました。また、最後の質問になりますが、先ほども 16歳以上の高校生云々という話が出ましたが、市民に対する今回の長い、1年近くの接種期間になろうかと思いますが、市民に対する接種の数値目標、例えば8割を目標にとか9割を目標にとか、こういう接種目標を設定しているのかどうか。あればお示しをいただきたいと思いますし、先ほど言いました 16歳以上となれば、高校生が 16、17、18と3年、この間の年代というのは高校生が多いわけでありますが、高校の学校でのいわゆる集団接種、これを考えているのかどうか。いわゆる職域接種で、役所なんかも七、八百人という職員がおるわけでありますから、一発でやれば非常に手早くといいますか、というふうな思いもあるわけでありますが、その辺のお考えをお聞かせください。
- ○健康づくり推進課参事(大野高之君) お答えいたします。

接種の何割程度というのは、目標は設定しておりませんが、ワクチン接種によって免疫を持つ人が一定割合以上増え、社会全体で感染が抑制される集団免疫を得られることが理想となります。新型コロナウイルスでは、どの程度で集団免疫が獲得されるのか分かって

おりませんが、接種を希望する人が滞りなく接種を受けられるような体制整備に努めてまいります。

また、16歳以上の人が接種対象となっておりますので、高校での接種ということですが、 16歳以上の生徒さんを対象に学校で集団接種を行うことは、非常に有効な方法であると 思われます。会場となる学校、それから接種を担当していただく医療機関などとの協議が 必要となると思われます。実行可能かどうか、今後検討してまいりたいと思います。

○21番(堀本博行君) ありがとうございました。これから国からの情報が非常に少ない中でやきもきしている部分もあるわけであります。情報が少ないがゆえに全体のスケジュールがまだまだ決め切れないというふうなこともありますし、会場の確保等々、また集団接種の単位等も非常に、なかなかこれからというふうなこともあろうかと思います。分かる範囲で御答弁をいただきました。私もこれからしっかりと注視をしながら後押しをしていきたい、このように思っております。この件は、これで終わりたいと思います。

次に、生活困窮者支援についてであります。

この項目については、幾度となく質問をさせていただいたところでありますが、非常に 長引くコロナの影響で生活に支障を来している方が多くいることは、これまでも何回とな く御指摘をさせていただいたところであります。そういったものも数字にきっちり出てき ているわけでありますが、再度お聞きをいたしますが、今、社協で行っている生活福祉資 金の特例貸付けの概要、その貸付けの件数、この2点。この2点を一括でお答えいただけ ますか。

○福祉政策課長(田辺 裕君) お答えします。

生活福祉資金の特例貸付制度は、従来から社会福祉協議会が行っています低所得世帯等に限定の生活福祉資金貸付制度を、国が新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 生活に困窮する方への支援策として市町村社会福祉協議会が窓口となり特例貸付けを実施 しているものです。

受付期間は令和2年3月18日から令和3年3月末までで、特例貸付けは2種類ございます。

1つは緊急小口資金で、新型コロナの影響によりまして主に減収された方など向けで、緊急かつ自主的に生計の維持が困難となった場合に最大20万円の貸付けを行うものです。

2つ目は総合支援資金で、新型コロナウイルスの影響により主に失業された方など向けで、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けを行うもので、2人以上の世帯の場合、最大で月20万円を3か月間で合計60万円貸し付けし、申請から3か月後、引き続き生計維持が困難な世帯に対してさらに3か月間延長することができ、延長分として最大60万円を貸し付けしています。

さらに、令和3年2月中旬からは緊急小口資金及び総合支援資金の延長分が終了した上で、なお生活にお困りの方について、生活困窮者自立相談支援機構による支援とともに、総合支援資金の再貸付けを実施し、2人以上の世帯の場合、最大で月20万円を3か月間、再貸付けとして合計60万円を貸し付けしています。

以上の生活福祉資金の特例貸付けの最大の支援額につきましては、2人以上の世帯の場合、緊急小口資金20万円、総合支援資金60万円、総合支援資金の延長分で60万円、再貸付け分60万円の合計200万円の支援が行われています。

また、措置期間と償還期限は従来制度より拡大し、貸付利子は無利子、保証人は不要とした上で、今回の特例措置では償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮されるものとなっております。

また、社会福祉協議会における、令和3年2月末の貸付け決定額の実績をお知らせしま

す。緊急小口資金の貸付けは 1,625 件、金額として 3 億 2,200 万円、総合支援資金初回の申請は 1,211 件、金額が 6 億 2,110 万円、総合支援資金の延長貸付け分は 617 件、金額 3 億 2,067 万円、総合支援資金再貸付け分は 67 件、金額 3,480 万円。以上、生活福祉資金特例貸付けの 2 月末の貸付け決定の実績は、合計 3,520 件、金額は 12 億 9,857 万円となっております。

○21番(堀本博行君) ありがとうございました。12億という大変な金額が貸付けにされております。昨日の報道によりますと、この小口資金も6月まで延長という報道がございました。なかなかこの闇が抜けられないというふうな思いもするわけでありますが、その中で小口資金と総合支援資金で、先ほどございました、今のところ67名が200万を超える、いえばこれ、借りているわけですから、借金であります。これが延長になってということもあって、現状のところは六十七、八名、担当課長に聞くと、「300名ぐらいはいくのではないでしょうか」というお話もございました。非常にこれを、いわゆる据置き期間1年か2年か3年か、ちょっとあれですが、据置き期間を置いて支払いをすると。先ほど答弁にありましたが、その支払いの時点で非課税であれば免除されるのでありますが、果たしてどれだけの方々がこの対象になるかということは分かりませんが、具体的には非常に大変な負債を抱えて、200万円というお金を返済しなければならないという、こういうふうな現状もあるわけであります。

これは大阪の豊中市の社協の福祉推進室長という勝部麗子さんという、たまにテレビに出て、コメンテーターで出る方でありますが、この方がこのことについても取り組んでおるわけでありますが、そもそも困り果てた末に、生きるためにこれしか方法がないというふうな形で借りたお金を、自助だけで返済することは難しい、こういうふうなことをコメントでお話をしておりました。

私も、うちの国会議員にもよくこの話をします。実際的にはこの金、払えぬよと。一定の緩和をしっかりして免除という方向でやらぬと、これは大変な、払える状況ではどう考えてもないよというふうな話をしているわけであります。しっかり検討するようにというふうなこともお願いをしているところでありますが……。

もう1点。住居確保給付金事業、これがありますが、これも簡単に説明をいただけますか。 ○ひと・くらし支援課長(寺山真次君) お答えいたします。

住居確保給付金事業は、生活困窮者自立支援法の規定に基づき、離職や廃業による経済 的な困窮により住居を喪失するおそれのある方に対し、一定期間家賃相当額を市から家主 等に支給するものです。

昨年4月から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、やむを得ない休業や収入減少によって離職等、同程度の状況にある方も対象となっています。

支給できる給付金には上限があり、世帯員数により収入要件などが異なりますが、給付の期間は原則3か月間で最大9か月間まで延長が可能となっております。

今回、第3波と言われる新型コロナウイルス感染拡大の影響で、昨年12月に法の一部改正が行われ、給付の期間がさらに3か月延長となり、最大12か月間となっております。 令和3年2月末現在、給付件数は延長申請の件数も含め821件、給付額は7,410万8,599円となっております。

○21番(堀本博行君) この数字も、見て分かるように大変な状況が目に入るわけでありますが、まさに先ほど申し上げました勝部麗子さんが、昨今のコロナ禍の中での生活困窮というのは、これまで全く生活困窮に無縁だった人が、ある日突然路上生活者になる、これがコロナのいわゆる生活困窮の今回の特徴というふうにもおっしゃっておりました。そういう意味では国民に対する救済策でよく最近耳にするのですが、ベーシックインカム、これを導入したらどうかとか、特に若い人と話をするとこういう話がよく出てきます。そう

いう意見も時々話題になるわけでありますが、このベーシックインカムというのは、いわゆる昔、民主党政権の時代に最低保障金、支援金7万円という、こういったふうな類いのものでありますが、私はこれを推奨しているわけではありませんが、そういうふうな話も出るくらいに大変な状況であるということを私自身が認識をしております。

それから、もう1点。特にこのコロナの時代で全国的に生活保護の申請が増えてきておると言われております。別府市では、確認をすればあまり増えてはいないと担当課長にお聞きをしておりますが、全国的には増えてきております。その中で問題になっているのが、これは特に申請時に行われる扶養照会、この問題が国会でもかなり今議論をされております。厚生労働省が今回のコロナによって困窮する人々が多く出ていることについて、ホームページにこういうふうなことを掲載しております。申請は国民の権利です。迷わず申請をするようにと呼びかけている。今年の2月には、申請時の心理的な負担を減らそう、扶養照会についてこれまで20年間音信不通の親族、兄弟、いわゆる親族には照会をしなくてもいいよというふうになっていたわけでありますが、それを10年に短縮をして改めた、こういうふうなことに今なっております。この扶養照会そのものが、これがあるがゆえに申請ができないというふうな、これが壁になっているということが、これは全国的に問題になってきておるがゆえにこういうふうな方向といいますか、厚労省がこの線を打ち出してきたわけでありますが、この2月にこういうふうな形のものが出てきておりますが、別府市のこの扶養照会に対する対応の現状をお聞かせいただきたいと思います。

○ひと・くらし支援課長(寺山真次君) お答えいたします。

生活保護への申請で扶養照会につきましては、国から既に判断基準の改正の通知があり、 その改正内容で取組を行っているところでございます。

具体的には、それまでは20年以上の音信不通、DVや虐待のケース、未成年者や70歳以上の高齢者などは、現状でも扶養照会はしておりません。

今回、20年以上の音信不通を、議員言われたように10年程度の音信不通に変更しております。さらに借金を重ねている、相続をめぐって親族内で対立している、縁を切られているなどの申出がある場合も、扶養照会はしないことになりました。

本市では、現状、生活保護の申請前の相談の段階で扶養照会などの説明を行っておりますが、今回の改正内容についてより一層丁寧に説明を行い、相談者に寄り添った対応を実施してまいりたいと考えております。

○21番(堀本博行君) ぜひそういう方向で市民に寄り添う、これは市長の政治姿勢ですからね、しっかりと進めていただきたい、このように思います。

それから、押印廃止については、今回ちょっと、次回に回させていただきたいと思いますが、すみません、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、B-b i z について何点か確認の意味で質問させていただきたい、このように思います。

この件については、先般も丁々発止のやり取りがこの議場でありました。大いに結構なことだと思っております。私は、古い話になりますが、20年以上前になりますが、松原の松原市場跡地、言ってもなかなか知らない人もいるかと思いますが、松原市場が火災に遭って、その後、再建に向けて行政が手がけました。私はそのときに1期生でありましたが、皆さん方の、職員の皆さん方ではこれは無理だ、絶対無理だと。やるのならちゃんとしたいわゆるコンサルタント何なりに委託をしてちゃんとやるべきだというふうに、民間のノウハウ、これをしっかりやらないと、あなた方が幾ら頭を、額を寄せてやったって、それは無理だというふうなことをずっと言い続けました。「いやいや、やります、やります」と言って、結局現状が続いております。

もう1点申し上げれば、ゆめタウンのときもそうであります。ゆめタウンのときも行政

の方々が、「いやいや、私たちが」と言ってねじり鉢巻きで腕まくりをしながら、「私たちが交渉します」と言って、最終的には肝心なところは何もできていないというふうな形の現状であります。

そういった意味から、いえばこのB-b i z そのものというのは、私は方向性は間違っていない、このように思っております。この方向性は間違っておりませんが、いわゆる御理解が得られていないというふうなことがあるのでしょう。そういった意味で何点か質問をさせていただきたいと思いますが、特に今、夜の別府のまちを歩くと、歩くとというか、私はウオーキングですからね、飲み歩いているわけではありませんが、夜ウオーキングで歩くとがらがら。もうこれは御案内のとおりであります。そういう現状の中でやっぱり一昨年のワールドカップのとき、私がずっと歩いたとき、その特別会場とか、あの辺もずっと、ヨットハーバーのところを歩きました。大変なにぎわいがありました。懐かしく思い起こすわけでありますが、まずはこのB-b i z の設置目的、これを明確にお答えいただけますか。

○産業政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

B-biz LINKの設置目的は、別府市の地域の振興に関する諸施策と連携した活動を行い、地域経済の持続的な発展と住民の生活の向上に寄与することであり、本市の総合戦略及び後期基本計画の実現に向けて設置した法人であります。

現在、これまでの実績成果による強みを生かし、経営力の強化に努めているところであります。

- ○21番(堀本博行君) そうですね。一番大事なことをお聞きします。このB-bizが別 府市にどれほどの貢献ができたのか、成果があったのか。これをお答えください。
- ○観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

観光部門の事業の取組及び成果につきましては、B-biz LINK設立前後の平成29年と令和元年の観光客1人当たりの観光消費額を比較いたしますと、国内客で11.6%の増加、海外客64.1%増加いたしております。これは、ワンダーコンパスを令和元年に開設し、増加する外国人観光客に対する情報提供や体験型観光商品の販売等により観光消費額の増大を図るほか、民間旅行会社の支社を事務所内に招聘し、自ら旅行手配業者であるランドオペレーター機能を備え、海外ツアー客を現地の旅行業者から直接獲得することが可能となり、昨年度、特に1人当たりの観光消費額が最も高いオーストラリアから35回の旅行、1,121名を含め122回の旅行で、延べ2,587名の外国人誘客の実績がございます。このような状況から、令和2年分の熊本国税局発表の路線価では、国内外からの観光客需要による相次ぐホテルの投資が進んだ本市の変動率は、前年の約10%に続いて約8%

また、現在のコロナ禍においては、スピード感を持った事業を展開しており、新聞広告賞や日本最大級の広告賞であるACC TOKYO CREATIVE AWARD等の数々の賞を受賞した「#別府エール飯」では、本市初で全国300か所以上に広がりを見せ、広告費換算で約3億円の効果が見込まれているほか、感染防止対策の啓発「アンド・フロー(&FLOW)」事業では、湯けむりに見立てた図形が、航空会社や金融機関等で展開されているところでございます。

○産業政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

の、2年連続の上昇となっております。

産業部門の事業取組及び成果につきましては、これまで3年半にわたりB-biz LINKを中心に起業・創業事業者の発掘及び支援を市内の関係機関と連携して実施をしてまいりました。それぞれのステージごとに必要な支援事業をきめ細かに行い、各種セミナー、イベントを通じて起業を支援する200件以上、市内企業数19社の実績を上げております。加えて、別府というフィールドでチャレンジしたい方々による熱意あるビジネス

プランコンテスト、大同窓会「ONE BEPPU DREAME」を開催し、申込者 168 名、サポーター、企業等 100 社以上、留学生による世界とつながる多文化体験レッス ン授業やフードロスといった各種事業のプランの発表があり、147 件のビジネスマッチングに至っております。

○21番(堀本博行君) 今答弁の中に「エール飯」のお話がございました。これは本当に私 も、先ほども申し上げましたが、職員の皆さん方の発想では絶対出てこない発想です、こ れは。このタイミングとかこの広がりを見たときに、民間企業でもいわゆるシンクタンク 的な発想、存在があればこその発想といいますか、そういうふうな感じもしておるわけで あります。

もう1点。先般も出たのですが、公平性・透明性の観点からB-bizの契約、基準、ルール、これについての御説明をお願いしたいと思います。

○産業政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

B-b i z LINKは、市との事業関連が深いものの独立した法人であり、その経営に関しましては、社員総会、理事会に諮り適正に事業を実施しております。

業者選定におきましては、事業効果が最大限に上げられることを目的に、法人内の決裁ルールに基づき適正に発注・契約を行っております。この決裁ルールは、B-b i z L INKが専門家と相談をしながら基準を設けたものであり、役職に応じた権限を明確にいたしました。契約等に関して金額・内容によりルールを改定し、法人としての透明性を高めております。

B-biz LINKは、市が出捐している法人であり、経営状況につきましては、報告を受け把握をしておりますが、基準の内容につきましては、B-biz LINKの社員総会、理事会等で決定される経営方針に該当することから、法人内部の事案であり、市の関与が及ばないところであります。

なお、外注に対しましては、B-b i z LINKが全体的な事業統括を行い、業務の進捗状況をコントロールしており、ラグビーワールドカップのファンゾーンはテントの会場設営、動画制作であれば撮影業務、コワーキングスペースの「a s i d e 」であれば建物の改修といった、必要なもののみを外注し、B-b i z LINKが管理監督の下で業務を遂行し成果を上げており、いわゆる丸投げは行われておりません。

- ○21番(堀本博行君) 次に、大事な今後のことについてでありますが、今後の事業展開、 これをどのように考えておりますか。
- ○経済産業部長(白石修三君) お答えをいたします。

B-biz LINKは、公と民の豊富な経験、エキスパート、専門的な組織であり、コロナ禍においても常にスピード感を持ち独自の発想力、企画力でこれまで数々の成果を上げてきたところであります。B-biz LINKでは、これまで実施してきた成果・実績が対外的にも評価され、本市からの業務にとどまらず市外・県外からも業務の発注が増加しております。

令和2年度の決算の状況、見込みではございますが、自主事業の割合が前年度と比較して5倍以上、売上げの5分の1を占めると見込んでおり、法人としての経営力の強化にも注力しているところであります。

今後、自主事業の展開によって財源を確保し、法人としての経営力の強化に合わせ組織の見直し等にも取り組むことによって自立した法人へと変わっていくとともに、市との関係性も変化していくものと考えております。しかしながら、B-biz LINKは、本市の総合戦略の目標の一つである「儲かる別府」の実現につなげていくことがその使命、果たすべき役割であります。

なお、経営力の強化によって得られた収益についても、その法人の設置目的であります 地域の経済の持続的な発展と住民の生活向上のために市内に還元されているものと認識を しております。

○21番(堀本博行君) 様々御答弁いただきました。今答弁にもございましたように組織の 見直し、改めるべきは改める、直すべきは直す、この辺もしっかり行っていただきたい、 このように思っているところであります。

このB-bizそのものは市長の肝煎りというふうな思いもあるわけでありますから、 市長から市民に対して、また議会に対して分かりやすく発信していただきたいと思います が、市長、いかがですか。

○市長(長野恭紘君) 私からも答弁させていただきます。

このB-b i z LINKについては、先ほど答弁ありましたように、なかなか行政というのは縦割りでスピード感もなかなか上がっていかないと。それ自体は行政内部で解決をしていかなければいけない課題ではありますけれども、それとは別に絶対的にやはりスピード感を持って横断的に、もしくは斜めに、この「斜め」というのは、民間企業との協働というようなこともあろうと思いますけれども、そういうことをしてスピード感を持って早めに成果を上げていかないと、なかなか世の中の動きについていけない、早期に問題が解決できないということの課題解決のために半官半民、ハイブリッドの組織としてこのB-b i z LINKが誕生したわけであります。これについては総合戦略にもはっきりとうたわれ、また地域再生計画で取り上げられている様々な事業も、B-b i z LINKを介して国が認めた事業、国が認めた団体としてこれをしっかりと今取組をさせていただいているところでございます。

B-biz LINKがなかったらと考えると、正直私は本当にここまでの成果、特に ワールドカップとか、稼げるべきときに稼ぎ損ねていた、もしくは別府市の感性そのもの だというふうに私はB-biz LINKのことを思っています。間違いなくB-biz LINKができてからといいますか、別府市のブランド力が上がっていますし、先ほど平成 29 年の統計等によると、徐々にこれは国内客・国外客ともに、全国的にはこれ、課題 として観光客の 1 人当たりの消費単価というのは下がってきている。これは課題として上げられておりますけれども、別府市においては平成 29 年の国内・国外ともに消費単価が上がってきているというようなこともあります。

こういったことを着実に成果として積み重ねながら、目指すべき方向性として皆さん方にもこれは再三申し上げておりますけれども、四、五年をめどに、もしくは三、四年とかということを私は言ったことがあるかもしれませんが、3年から5年ぐらいをめどにしてB-biz自体も自走していける組織になっていかなければいけない。ただ、これは完全自走というのが、別府市の仕事をやっていかないか、一緒にやっていかないかということを意味するものではありません。当然B-bizの設立趣旨そのものが別府市の課題解決とともにある、この課題解決を一緒にやっていくという組織でありますから、できれば割合としては、半分ぐらいは別府市の仕事をしつつ、半分ぐらいは民間の皆さん方の独自事業をやっていく、こういうような形になるのかなというふうに思っています。これが自立・自走という理想の形態ではないかというふうに思っています。

いずれにしても、様々な御理解をいただいていない部分があろうかと思いますので、こ

れについてはB-b i z 自体にしっかりと説明責任を果たしてもらうと同時に、今後も別府市の課題解決に向けた先進的な取組をリードしていってもらう、そんな存在として頑張っていただきたい、別府市と一緒に頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

- ○21番(堀本博行君) ありがとうございました。今、市長が御答弁したとおりに市民の理解、また議会の理解をしっかり得ていただきたいというふうに思っておりますし、また私自身もしっかりと注視をしながら提言もしていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○副議長(阿部真一君) 休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1時00分 再開

- ○議長(松川章三君) 再開いたします。
- ○6番(安部一郎君) まず冒頭に、議長、資料の配付の許可を願います。
- ○議長(松川章三君) はい。配ってください。(資料配付)
- ○6番(安部一郎君) 本日は、7つの項目について質問を申し上げます。3か月たつと山ほど言いたいことができまして、この議会が年間12回あればいいのではないかと思うぐらい、市民の皆様から要望や意見をもらいます。今回はそういう意味において、一個一個簡潔にやり取りをしていただきたいと思います。

さて、予算が編成され、昨年度以上本年度は厳しい財政運営になろうかと思います。本 日は、徹底した経費の削減、新たな財源の確保について論議してまいりたいと思います。 テーマは、公共施設の在り方です。

一番初めの質問に入ります。公共施設について。

29年に作成された公共施設マネジメントの基本方針では、公共施設を今後30年間に30%削減するという目標を上げているが、30%の内訳と削減のための具体的な年次計画を教えてください。

○公民連携課長(大野高之君) お答えいたします。

公共施設マネジメント計画は、30年間の長期計画となりますので、削減の詳細な数値については設定しておりません。老朽化、利用が少ない、支出が大きいなどの各施設を評価し、更新、統合、廃止など、それぞれの施設再建の方針を定め、目標を達成することとしております。

また、期間中は財政状況や人口動態などの社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しを行うものとしております。

○6番(安部一郎君) 具体的なタイムスケジュールや30%削減の具体的な方法、段階的な数値目標がありません。常任委員会で市営温泉のあり方検討委員会を設置するという報告がありました。行政改革外部評価委員会でテルマスの大赤字を指摘されてのことです。方針を出して4年目でやっと見直しです。その間、特段の経費の見直しもなく、何の具体的な解決策もなく赤字の垂れ流しでした。

お伺いしますが、決定した方針を具体的にどのようにするのか、また、その進捗状況を 誰がチェックするのか教えていただきたい。そして、未利用となった土地の処分は誰が決 定するのか。その責任者、担当課、会議体を教えてください。

○公民連携課長(大野高之君) お答えいたします。

適正配置計画につきましては公民連携課、保全実行計画につきましては、公民連携課と施設整備課が進捗管理担当課となり、会議体としては公共施設マネジメント推進会議となります。

○6番(安部一郎君) 適正配置計画につきましては、公民連携課と施設整備課が進捗状況

をチェックするということなのですが、この答えを1年がかりでやっともらうことができました。今後はその進捗状況をぜひ聞かせていただき、整備をしていただきたいと思います。

ここでちょっとお尋ねするのですが、機構改革で公民連携課がなくなると聞いておりますが、その点はどうされますか。

○企画部長(松川幸路君) お答えいたします。

4月以降の機構改革につきましては、公民連携課の後を財政課のほうで係規模の対応を 設けております。

○6番(安部一郎君) では、財政と施設整備課のほうで共同して進捗状況をチェックする ということで、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、外部評価委員会では30%削減を上げる中、図書館、ブルーラグーン、グランピング、多目的グラウンド、ハイパフォーマンスジム等々総量が増えているように思えますが、その整合性は取れていますか、と指摘されていましたが、まずそれはどうでしょうか。併せて、維持管理料はますます高くなるのでは、30年間で30%削減を具体的に説明することができますでしょうか。

○公民連携課長(大野高之君) お答えいたします。

行政改革外部評価委員会で委員からの御指摘につきましては、市民生活に大きな変更が 生じるような施設の整備については、丁寧に進めていくとお答えいたしました。

ブルーラグーン、グランピング施設については、民間による施設整備となり、これらの公民連携事業では新たなにぎわいや市民の憩いの場の創出、市民サービスの向上が見込まれるとともに、従来は公共が負担していた維持管理料の削減も見込まれます。公共施設を整備する事業につきましては、マネジメント基本方針により維持管理費用の縮減に取り組みます。

30年で30%削減についての考え方は、先ほどお答えしたとおりとなります。

○6番(安部一郎君) 私は、政策と削減効果の整合性が取れているかという質問をしております。このやり取りは、もう随分時間をかけてやりましたけれども、この回答でしかいただけませんでした。中には民間の設備投資があるから問題ないというような答弁がありますが、例えばグランピングなんかにおきましては、20年間の地代収入が約1億1,500万ですか。しかしながら、その整備費用は2億5,000万かけています。交付金が入っているとはいえ、井戸を掘って、地盤整備をして、インフラ整備して、様々な税金が使われて資本整備しています。ブルーラグーンとて、そういう基盤整備が必要かと思います。

答弁にはなかったですが、多目的グラウンドは何億もの整備費用がかかっており、その維持管理費は約2,800万円かかるとなっています。しかし、これについては市民が納得の支出であり、異論のないところです。過去にない多くの経済効果がもたらされましたし、しかし、それとてお荷物とならないように施設を維持し、別府市や市民がもうける仕組みをつくらないといけないと思います。公民連携室のやることは、このようにそれぞれの事案の効果を検証し、丁寧に説明することだと思います。削減効果を具体的に市民や議会に説明し、数字で表すことと思います。よろしくお願いしたいと思います。次回また同じ質問をしますので、よろしくお願いいたします。

次にまいります。公共施設に対して要望がございます。

公共施設の削減の一方で、教育施設や集会所ではWi-Fi設備を設置すべきではないか。また、災害時の避難所に指定されている公共施設については、情報収集の観点からWi-Fi設置が必要であると思いますが、その準備があるかどうか教えてください。

○社会教育課長(矢野義知君) お答えいたします。

社会教育施設では、避難所としての機能におきましても、通常の貸し館や講座等の利用

に対してもWi-Fi設置の必要性は高まっているものと認識しておりますし、また利用者からの設置に対する要望も受けている状況です。

熊本地震の際は、NTT、NTTドコモ、KDDIの各社の支援により本庁及び 14 か所の避難所でWi-Fi環境と充電器を設置していただきました。非常時におけるWi-Fi環境の整備については、通信会社との災害協定締結等により担当部署で検討していく予定です。

今後につきましては、市全体の公共施設の方針に基づいて市長部局とも協議・連携を行い、社会教育施設の計画的なWi-Fi設置に向けて調査を進めてまいります。

○6番(安部一郎君) 午前中にタブレットのやり取りがありました。議会棟にはWi-Fiが事務局しか飛んでおりません。私自身は公明党さんのWi-Fiを借りている次第でございます。デジタルファーストを上げ、ITを推進する別府市です。アフターコロナ対策の対応としてもWi-Fi設置が必要と思われます。先ほども申し上げましたが、教育の場としてWi-Fi設置は必須ですし、災害時は特に必要なものです。特段の費用もかかるわけでもありません。ぜひ早急に実施に向けて早い対応をお願いしたいと思います。以上でございます。

次に、施設の維持管理について質問させてもらいます。

別府市公共施設等総合計画では、施設の維持管理の削減について次のように明記されています。要約しますと、施設の維持に係る工事、光熱費、委託費、清掃、警備、保守点検の縮減を図りましょう、省エネ、節水、委託契約の見直しなど積極的に進め、費用総額を縮減するとともに、維持管理費を一元管理して、種別ごとの横並びに比較し、費用が過剰にかかっている施設については、その原因を究明して改善を図りなさいと、公共施設総合計画に記述しております。指定管理を持つ各課の方たちがちゃんと経費節減に努めているのでしょうか。公共施設の運営において職員が真摯に向き合う姿は、私には見て取れません。

それでは、具体的に質問してまいります。温泉課に質問いたします。

指定管理料はますます増えていますね。経費の見直しは業者任せであり、業者の言うま まになっていないでしょうか。質問いたします。

○温泉課参事(中村賢一郎君) お答えします。

経費については、指定管理者が応募時に提案した事業計画が基になっており、人件費、委託業務等の個々の積算は、指定管理者から提出されたものがベースとなっております。 確認に当たっては、管理業務が適切に行われるか、管理業務の沿った収支計画であるかなどに留意をしております。

- ○6番(安部一郎君) 続けて、管理経費のうち水道節水のための工事をしているかどうか 教えてください。
- ○温泉課参事(中村賢一郎君) お答えします。

温泉施設の給水設備等について、施設整備時に特別な節水工事というものは行われておりません。水道利用の主なものは洗い場でのシャワー、蛇口利用、浴槽の加水用の蛇口というところですが、各市営温泉の蛇口は、節水型のプッシュ式、回転式の蛇口の両方がある状況です。また、シャワーも節水シャワーヘッドをつけているところもありますが、節水対策による整備ではなく、経年使用劣化による設備更新の際に変更している状況です。

○6番(安部一郎君) 1億2,000万の市営温泉の赤字が指摘をされながら、これが現在の維持管理の現状です。この状態が何年も続いています。温泉課に限らず指定管理を持つ全ての各課に言えることです。

浜田市政においても、公共施設のライフサイクルコストはゼロ円となっておりました。 長野市政においても、外部評価委員会での評価はC判定です。 総合政策課へ質問します。1,200万もかかる水道料金に対して節水もできていません。 人件費等も業者から言われたままの業務委託費を支出しているようです。維持管理費を一元化して施設ごとに横並びに比較し、費用が過剰にかかっている施設についてその原因を 究明して改善を図っていただきたい。

松川部長、指定管理のガイドラインをつくる部署、全ての指定管理の施設の経費の見直 しを直ちに実行していただきたいと思います。担当責任者として、いかが思いますか。

○企画部長(松川幸路君) お答えいたします。

まず、個々施設ごとに現場等の状況もあろうかと思いますので、まず庁内連絡協議会等で情報収集、聞き取りを行うところから始めたいと考えております。

○6番(安部一郎君) 民間は死に物狂いで経費節減に努めています。公共施設適正化計画、 別府市公共施設総合計画をつくっただけでは、だめだと思います。外部評価委員会はCで したが、B、Aに向けて頑張っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いしたい と思います。

次にまいります。続いて、指定管理制度の継続的な運用に対してもC判定でございました。これに関して5個の項目について意見が出ています。特に気になるのは、3番目の指定管理者の財務情報に関する収支情報のことです。内部留保や積立金など残高情報、片や超過利益発生時のときは、市からの牽制を検討すると指摘されています。また、現在のガイドラインに収支報告の頻度が示されていないと指摘されていますが、このことについてどのように改善していきますか。

○総合政策課長(行部さと子君) お答えいたします。

指定管理者制度における外部評価委員からの指摘事項等については、施設所管課で構成されております指定管理者制度連絡協議会等において、総合政策課と関係課とで情報共有及び改善に向けた協議を行っており、利益の取扱いにつきましても、課題として認識したところです。

今後、外部評価委員等からも御意見をいただきながら、連絡協議会で協議していきたい と考えております。

○6番(安部一郎君) 前、議会でも言いましたけれども、大分県庁の取組がとても参考になろうかと思います。ある一定の利益を生むと、それから市に返金する、大分県の場合は県に返金する、ですが、そういうような仕組みもあるようなので、他都市の参考資料をぜひ上げていただきたいと思います。

それと、ひとつ注文があります。施設の利用について受益者負担という観点から値段の改定が行われました。しかし、上がり幅が高過ぎてお客様が減り、増収でたしか 2,000 万から 3,000 万見込んでいたと思うのですけれども、それが場合によっては減益につながるのではないかと私はちょっと危惧していますので、コロナがあったことなので数字の比較は現時点ではできませんが、今後そこをちゃんと見守っていただきたいと思います。

次を質問いたします。テルマスの現状の収支を教えてください。

○温泉課参事(中村賢一郎君) お答えします。

令和元年度の指定管理料を除いた管理運営収支では、約2,900万円の赤字となっており、 光熱水費、人件費、委託料の支出額が多く、入浴料収入等の収入では賄えない状況となっております。

○6番(安部一郎君) 維持管理経費の内訳を見ると、光熱水費が年間約2,400万円、そのうち水道料金、上下水道が1,270万円と非常に多いです。どのようなことにまずそれが使用されているのか。また、燃料費も約655万円支出されています。何にそれは使われているのか。そして、指定管理者は節水対策を行っているのか。その3点について教えてください。

○温泉課参事(中村賢一郎君) お答えします。

1点目の上水道の使途ですが、年間を通じて屋外健康浴の温度を 33 度から 34 度に調整するための加水用の水が必要となっております。特に外気温の高い夏場は水道料が高くなっております。そのほかは浴室内の洗い場で使用する分となっております。

2点目の燃料費ですが、逆に冬場の外気温が下がるときに屋外健康浴の温度を調整する ための加温用ボイラー燃料で多く使用されております。

3点目の節水対策は、浴室のシャワーヘッドを劣化したものから節水タイプへ変更する分と、お客様向けの節水協力ポスターの掲示を行っております。

○6番(安部一郎君) 北浜温泉は、指定管理者の外部評価委員会から、長年赤字となっており、経費の大幅な見直し、もしくは売却といった意見が出たようですが、このように維持費のかかる施設を売却しても、民間が買うとは、僕は思いません。大幅な経費節約の削減が求められると思います。

ここで、僕なりの考えなのですが、ぜひ聞いていただきたいと思います。

巨大露天風呂の泉源は、たしか堀田からの引き湯だと聞いております。その引き湯は高温で、加水が必要となっているようです。適温の井戸が近くにあれば理想と思います。そこで私が調べたところ、国が北浜の護岸整備事業を行った際、宿泊施設が所有する泉源の保障分として6本の井戸を掘ったようです。そのうち3本が、大分県に移譲されたようです。つまり使える井戸が3本あるようです。そして、この北浜の温泉の温度は大体50度前後と聞いておりますので、これを直接テルマスまで引き湯をすれば、十分水道料金の減少につながるのではないかと思います。その引き湯に関しても、あるところが北浜の一番スパビーチ側の角のホテルのところにあると聞いていますので、引き込む距離はスパビーチ分の距離だけでもいいですから、費用はかかるにしても、多分水道料金の一、二年分で終わるのではないかと思いますので、今後あり方検討委の中でぜひ論議してもらいたいと思うのですが、その点いかがですか。

○温泉課参事(中村賢一郎君) お答えします。

今回、指定管理者外部評価委員からも、北浜温泉についての御意見をいただいておりますので、市営温泉の維持というだけでなく、民間売却等の方向性も含めて北浜温泉の今後の在り方を検討していきたいと考えております。

- ○6番(安部一郎君) ありがとうございます。それでは、田北部長、部長にとって公共施設の指定管理の在り方はどうするべきか、指定管理だけが全ての維持管理のやり方なのか。 その手法についてはもう随分と部長と論議をしていただきました。最後になりますが、部長としての考えを聞かせていただきたいと思います。
- ○観光戦略部長(田北浩司君) お答えいたします。

公共施設の管理運営は、指定管理者制度が全てということではなく、各施設の管理に合った内容で、見直すところは見直し、指定管理者制度以外の手法がよければ変更する等、市の財政負担が過大にならないよう中長期的に管理経費の軽減、平準化とつながるよう適正管理に努めていきたいと考えております。

○6番(安部一郎君) ぜひ、あり方検討委員会の中で、指定管理の在り方も含めて論議していただきたいと思います。

次にまいります。資料を配付していますので、配付資料のページ、1ページ目を御覧に なってください。

次の質問は、以前議会で指摘しました駐車場管理の経費節減について、その後の取組を 説明していただきたいと思います。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

別府公園東駐車場の時間外の解・施錠につきまして見直しを行っております。以前は警

備会社に委託をしていましたが、今年の1月から公園内Park-PFI事業者にお願いしまして、経費の削減を図っております。

○6番(安部一郎君) 別府公園駐車場の開閉業務、時間として約10分程度の業務なのですけれども、何と月額約26万円払っていました。設置業者の言うままの支出をしていたようです。交渉の結果、スターバックスさんの協力を得て大きな削減ができました。私が代わりに削減額を言いますと、年間850万円かかっていた維持管理費が約500万円となり、年間350万円の削減ができたと思います。

今後は、議会から指摘されることなく、業者から請求されるものはきちっと精査され、 絶えず維持管理を見直していただきたいと思います。

それと、注文があります。機械の維持管理費について業者と協議をされていないようです。お配りの資料を見てください。この今置いている業者のホームページなのですが、「安定した財源となる」と書いております。もともとゼロ円で指定管理を出そうとした今、踏みとどまっておりますが、ぜひ駐車場会社に問合せをしてみてください。多分何百万の使用料を頂けると思います。その際は必ず業者選定においてプロポーザル方式で業者選定をしてください。僕が見るだけでも15件の駐車場会社が様々な提案をしてくると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。部長、よろしくお願いいたします。

それと、もう1つ。別府公園駐車場料金の減免には、考えていないと言っていましたが、本当にそれでよいのでしょうか。松林にアルゲリッチハウスが建ちました。また、図書館が建ちます。おまけに別府公園の駐車場が使えなくなって大幅減少です。使いたくなってというのは、減免ができなくなったという意味です。アリーナやビーコンで大きな大会ができる一つの要因は、大きな駐車場があることです。その中で主催者にとって無料駐車場はとても大切なツールです。資料を見せたように、業者は各大会に便宜を図るとしています。しゃくし定規に受益者負担を言っていると、競争相手の大分市に負けるような気がします。

現に今大会を最後に大分県空手道大会は、会場を来年から大分に移します。理由は、課長が主催者に聞いたとおり駐車場がないことです。今回は山の手中学、小学校を借りることで対応しましたが、それとて雨が降るときは使えません。大分に移ることは実に残念です。大会参加者は全国から集まり、集客を含めると1,200人を超す大会です。宿泊も多数あり、当日の予約が取りにくい状況が起こります。立派な経済効果を生むイベントです。アリーナでの大きな大会、ビーコンのビッグコンサートが1本あればとんでもない経済効果をもたらします。

この減免を続けてほしいのですが、考え直すことはできないでしょうか。

○建設部長(松屋益治郎君) お答えいたします。

監査の指摘もあり、駐車場利用者につきましては、料金を頂くこととしております。しかしながら、駐車場の長時間利用者の料金の上限などにつきましては、課題を整理していきたいと考えております。

○6番(安部一郎君) そうですね、せめて上限を設けて安い金額で貸すようにしていただ きたいと思います。

駐車場の確保は必要と思われます。それで、併せて山の手中学の跡地のほうも今空いているわけですから、大きなビーコンやアリーナの大会のときに貸されるといいかと思います。

もし減免をしないという監査の指摘があるのなら、社会福祉協議会の駐車場も減免にするべきだと思います。社会福祉協議会のことを調べますと、ここでは600万円以上の収入をもたらした上に、業者の判断で減免ができているということです。減免とは何かといいますと、中央公会堂で参加されたお客様たちがカードを頂いて、そのカードを差し込むこ

とによって駐車場が無料となっているようです。ぜひとも検討してください。よろしくお 願いします。

次に、実相寺多目的グラウンド、ハイパフォーマンスジムについてお伺いします。その 維持管理費を教えてください。

○次長兼スポーツ健康課長(杉原 勉君) 実相寺多目的グラウンドは、ラグビーワールドカップの公認チームキャンプ地受入れのため、令和元年7月から10月までの4か月間は利用を制限いたしました。

令和元年度の収支につきましては、芝生の維持管理などの支出が3,587万7,000円、収入は約25万1,000円でございました。世界の強豪国が連続してキャンプを行ったため、期間中は24時間体制で芝生の手入れや修復作業などを行いました。

一方、ハイパフォーマンスジム別府は、ワールドカップの決勝戦が行われた 11 月 2 日 にオープンしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年 3 月 4 日 に臨時休館となりました。

収支につきましては、約4か月間の営業で維持管理費等の支出が約674万8,000円、収入は273万3,000円となっております。

○6番(安部一郎君) 多目的グラウンドの収入が25万円、維持管理費等の支出は3,500万円。ハイパフォーマンスジムに関しては、収入が270万円、経費が、支出が670万円。それぞれ多大な赤字管理だということですね。

ただし、今言ったみたいに費用対効果は十分に望めるので、否定するものではありません。

次に、多目的グラウンドについて、整備する前と整備後の維持管理費を教えてください。 ○次長兼スポーツ健康課長(杉原 勉君) お答えいたします。

整備前の実相寺多目的グラウンドは土のグラウンドでしたので、主にサッカーやラグビー、またグランドゴルフなどの球技や駐車場として無料で貸出しを行っていました。そのため維持管理費はほとんどかかっておりません。整備後の令和2年度の維持管理費は2,860万円程度を見込んでおります。

○6番(安部一郎君) このマイナスについては、当然改善していくという話を聞いております。しかしながら、1,000万単位の税金がつぎ込まれるわけですから、市民の理解を得るには、庁内においても庁外においても目的をしっかり示し、様々な効果を実現する計画が必要かと思われます。

今回のワールドカップを境にたくさんのボランティアが誕生し、現在では様々な活動を 支えています。この人たちは法人化し様々な活動を展開して、まちの原動力となっており ます。また、当時活躍した学生の翻訳グループは、かけがえのない経験を積んだと聞いて います。まさしくこれが「レガシー」と言われるものだと思います。しかし、これを守る 政策の必要性を感じております。

日田市の中津江村では、地域再生計画を立て、その結果として少年サッカーのメッカとなりました。現在は衰退しているものの、かつては3万8,000人を超す利用者の年もあったようです。地域には宿泊施設をはじめ様々な施設ができました。地域に雇用が生まれ、地域が活性化しました。その結果、指定管理料はゼロ円だったと聞いております。対象や目的をしっかりし、プロにはプロなりの使用料金を請求し、利用者が納得できる体制づくりが必要かと思われます。ワールドカップ後のグラウンドや施設について、全国で同じように取り組んでいる自治体がいるはずですし、中津江村のように実績のある自治体が近くにあります。

お配りした資料を見てください。このグラウンドを持つと様々な可能性を秘めています。 それを表したのが、3ページ目です。日本政策銀行がつくった「DBJ」と書いたやつで す。この一つの施設を持つことによって、これだけの可能性があるということを書いております。ぜひ参考にしていただいて、地域再生計画別府版みないなものをつくっていただけませんでしょうか。

○次長兼スポーツ健康課長(杉原 勉君) お答えいたします。

中津江村の地域再生計画はよく考えられており、サッカーワールドカップのレガシーと してすばらしい成功例だと思います。私も鯛生スポーツセンターを視察し、センター長か ら直接いろいろな話をお伺いしました。

本市におきましても、令和4年度までに長期的な展望に立った本市のスポーツ推進施策の在り方を示す別府市スポーツ推進計画を策定する方向で準備を進めております。その計画の中で、官民挙げて取り組んだラグビーワールドカップのレガシーの継承方法などについても、お示ししたいと考えているところでございます。

今後も、市民スポーツの推進を基本にスポーツツーリズムによる地域経済の活性化を図ることができるよう、市民の皆様の御意見なども参考に施設の効率的な利用に取り組んでまいりたいと考えております。

○6番(安部一郎君) かつてこの議場でパークゴルフ場のことで論議させていただきました。多大な施設を造りましたけれども、福祉増進であったり観光に寄与したり、様々な利用者が増えて、今、年々まだ利用者が増えているようです。ぜひ、先ほど表したように、いろんな可能性を秘めておりますので、ぜひ可能性を探ってみてください。多大な経費をかけて維持管理し、多大な経費をかけて大会やキャンプを誘致するのですから、投資と効果を十分に考えてやっていただきたいと思います。実質経済効果、直接効果を各所で示せるように努力していただきたいと思います。

今年は大会誘致に 2,000 万円以上のお金がかかるという予算書が出ておりました。その 結果をまた求めますので、よろしくお願いしたいと思います。

次にまいります。指定管理業者と利用者との協議及びその対応について。

多目的グラウンドの整備のため、各スポーツの施設利用について悪循環が生まれていま す。どのように対応するつもりなのかお聞かせください。

○次長兼スポーツ健康課長(杉原 勉君) お答えいたします。

ラグビーワールドカップ大分開催に向けまして、国や県、また別府市を挙げて取り組むに当たり、平成28年当時の利用団体の皆様には、御迷惑をおかけすることを御説明し、取組への御理解・御協力をお願いしたところでございます。ラグビーワールドカップの実績が高く評価されまして、本年度は7人制の日本代表をはじめ多くのチームが本市でキャンプを行いました。プロスポーツチームのキャンプの受入れは、地域経済の活性化だけでなく、市民の皆様のスポーツに対する興味・関心を高め、とてもいい意義があるものと考えております。一方で、ワールドカップ終了後、一部の利用者からグラウンドの利用に制限がある旨の声が寄せられているということは承知しております。

今後は、キャンプ利用と市民利用の時期を明確にしたり、キャンプの日程が決まり次第 早めにお知らせしたりするなど、バランスの取れた施設の活用に取り組んでまいります。 また、市民の皆様が身近に利用できる新たな施設の確保については、今後の検討課題と させていただきたいと考えております。

○6番(安部一郎君) 配付資料の2ページ目を御覧ください。2ページ目は、多目的グラウンドの利用実績を書いたものです。2015年、一番下の欄ですね。約2万7,000人の方が使っております。サッカーでは315回、ゴルフでは218回。一番上の2020年、6,000人の人しか使われていないのが現状です。その中であふれた人たちが陸上競技場に来たりして、陸上競技場の関係者とトラブルになっていたり、私が聞き取ると、練習場がないものですから、市外で練習するというようなことが起きております。それで、利用者と体

育施設運営協議会の会議録を拝見させていただきましたが、これはもう正直な話、会議録とかとほど遠いもので、3年間で意見を吸い上げたのが3件しかありません。議題は年間スケジュールについてのみです。利用者のやり取りが全く見て取れません。運営協議会の設立は、利用者のためにつくられた組織で、行政への報告会ではないと思いますので、いま一度会議の在り方を見直していただいて、課長の言うように、市民の皆様が身近に利用できる新たな施設の確保について検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

その現状を踏まえて、次の質問にまいります。お配りしました資料の4枚目ですかね、競技場の再編計画案というのをつくってまいりました。これは何かといいますと、別府市にはこれだけのスポーツ公園として使える空き地が、僕だけで調べてこれだけありました。特に一番有望なのが、第4埠頭にある俗に言う防災公園ですね。都市整備課が所管しております。それと今度PFIで出すという春木川公園、公園緑地課がやっています。左下の図ですね。そして、まだ使われていないところで羽室台の高校の跡地、これが再び使えるようでございます。それと、先日論議された産業政策課の浜脇中学校。先ほど言いました山の手中学の跡地。それと、左の上なのですけれども、翔青高校の第3グラウンド、土日は全く使われていません。校長の判断で貸せるということなので、これもぜひ交渉していただきたいし、右下の公園緑地課が持つトキハインダストリーの大きな森林があります。これは一回整備し直すと大きな広場になろうかと思います。それと、真ん中の明礬グラウンド、これにおいても自治会の管理で、もっとうまく活用できるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

これに関しては、松屋部長と話したときに、協議をしていただくということなので、多岐にわたる、要はスポーツ振興課だけの話ではなくて公園緑地課、都市整備、多岐にわたりますので、誰かがリーダーシップを取っていただいて進めていただきたいと思います。 松屋部長、よろしいでしょうか。いいですか。はい。答弁しますか。いいですか、はい。それでは、土地の貸付け、売払い、土地の有効利用についての質問にまいります。

公共施設マネジメント会議と財産活用会議及び分掌規程について質問しましたところ、 見直しをしているということなので、分掌規程、ガイドライン、関係書類を速やかに見直 していただきたいと思います。

特に気になることだけ申し上げてみます。機構改革で公民連携室がなくなった後、どこが責任を持ってやるのか、さっきこれは聞きました。分掌規程によりますと、総務部総務課、33番未利用地市有地の調査及び活用策に関することと書いておりますが、これはどこの課が今後やっていくのか。副市長を中心とした政策調整会議はなくなるのか。土地を売却、もしくは貸付けと土地の利活用の有無は、所轄担当課が総務と総合調整を図り、財産活用推進会議で方針を決めるというルールを変更し、公共施設マネジメントで決めるということになるということなのか。財産利活用に当たって有識者会議の設置は残さないのか。以上、気づいたことがありますので、また変更がありましたら、教えていただきたいと思います。

次の公共施設マネジメントの策定してからの実績ですが、資料をいただきましたので、 理解いたしました。

次は、総務省統計について質問いたします。

これは資料の一番最後を見ていただきたいと思います。これは、総務省がつくった資料を僕なりに分かりやすくまとめました。総務省は何を言っているかといいますと、未利用地の見える化を図りましょうと。それを各市町村に要請しています。それを受けて大分県庁では、全ての未利用地を公開して市民から意見を聞いたり利活用に役立てているようです。この資料にありますように、まず市有財産未利用地の公表、これをやっているところ

がありますね。次においては、その未利用地をどのように活用したらいいかという提案募集をしているところがあります。最後は、その未利用地をいろんな関係機関と情報を共有する、こういう取組が今もう始まっております。

別府は、それぞれの事案において検討すると言っているのですけれども、積極的に利活用を考えるには庁内協議をまず定期的に行う、各課の持つ土地については定期的に有効利用の検討を設ける、未利用地を公表して市民や地域の意見を求める、地域の現状に合わせた有効利活用、市民の意見が反映された跡地の利活用を求める、活用しないと判断した土地は、貸付け、処分を積極的に行っていただきたい。現在土地についてその処分方法や利活用内容が決まった上で地域や市民に報告するようになっているように僕は思います。これでは市民主体のまちづくりとは言えないのではないでしょうか。市民や地域住民、議会の関与をルール化したらどうでしょうか。質問いたします。

○総務課長(牧 宏爾君) お答えいたします。

行政目的を失った遊休未利用地につきましては、その有効活用を積極的に図り、それによって生じた収益を公共施設の再編や行政サービスの財源に充てることは重要なことであると考えております。

庁内会議についての御質問でございますが、公共施設マネジメント推進会議は、担当課において有効活用、売却、貸付け等の方針を作成した場合、担当課の申請に応じて開催し、 方向性を定めてまいります。また、既に方向性が出されているものについても、公共施設マネジメント推進会議において進捗状況を確認してまいります。

未利用資産の公表につきましては、方針が決定した際に行っていきたいと考えております。

公有財産の利活用については、市が責任を持って行っていくべきものであり、公共施設 再編計画や財産活用基本方針に基づき決めてまいります。それぞれの土地は、場所や広さ など条件も異なり様々な特性があることから、一定のルールを定めることは難しいと考え ておりますが、重要な案件につきましては、地域住民等の意見もお聞きしながら取り組ん でまいりたいと考えております。

○6番(安部一郎君) 随分論議されましたけれども、一定のルールはつくらない、それぞれの事案で判断するということをお聞きしました。その中で重要な案件のみ地域住民に聞くということですが、その重要とは誰が判断するのかというのが、今私の素朴な疑問です。従来のルールでは、財産担当部長の判断で政策政調会議にかけるとしていますが、それもなくなると聞いておりますので、その整理整頓を終わった後でまた発表していただきたいと思います。

土地の価値は、地域に住む者と市役所の担当部署の考える上での価値観は別物です。利活用のアイデアも、担当職員の部署だけの範囲の間しかありませんし、広くそれを公開し、市民や民間に広くアイデア、知識を、知恵を借りるべきと思います。地域の声、市民の声があって、それから行政が物事を組み立てる行政判断があって、最後に政治判断、市長や議会という流れが今求められることではないかと思います。この手法が、市民主体のまちづくりと私は思います。

次の質問にまいります。ネーミングライツについて。

別府公民連携ガイドラインとの整合性を取るとともに、ガイドラインを早急に作成し、 新たな収入確保に努めていただきたい。公園緑地課の取扱い要綱は不備がありますので、 早急に変えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○公民連携課長(大野高之君) お答えいたします。

別府公民連携ガイドラインにおいては、ソフト事業における公民連携手法の一例として 公共施設等の命名権を民間事業者へ有料で付与するネーミングライツに言及しておりま す。公民連携事業として推進すべく準備を進めてまいりましたが、昨年からの新型コロナウイルスの影響で公民連携事業は一時停止状態となっております。課題等を検討し、制定に向けてこれからも準備を進めてまいります。

○6番(安部一郎君) ネーミングライツをこの議場で、私の記憶が間違っていたら申し訳ないですけれども、10年以上たってたったの1件しか実施できていません。ネーミングライツは、収入源として最もこれから期待できるものと思いますので、ぜひとも早急にガイドラインをつくられてやってください。

それと、公園緑地課のネーミングライツ要綱ですか、市長や副市長が出てきて解決するような事態が2回ほど起きていますので、見直しもぜひともしていただきたい。その指導も公民連携のほうでしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、県有地について、それぞれ質問を持ってまいりましたが、県議会も終わって様々な不確定要素がございますので、これは次回の機会に回したいと思います。特に僕は関の江の海水浴場のことが聞きたくて、これに関しては、聞き取った中ではもう98%できているのにもかかわらず、オープンは令和5年と聞きましたので、それを次回掘り下げて聞きたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、行政の契約や手続について。プロポーザルのガイドラインについて質問いた します。

まず、よくぞこのガイドラインをつくっていただきました。私の3年越しの願いが形になりました。このガイドラインがあったならば、水道局のような問題は起きなかったのではないかと思います。大変な作業だったと思います。契約検査課の皆様に感謝申し上げます。

プロポーザルのガイドラインに関して新たな運用というものを策定・施行したとのことですが、この中身を拝見したところ、同日付で策定・施行された随意契約ガイドラインとで若干整合性を図ったほうがよいという展望があるように感じられました。例えば、プロポーザルにおける技術提案内容を契約事項として、そのまま取り扱うのかどうかということです。今回、この2つのガイドラインを策定されたことは大変評価するのですが、今後、事業担当課でのプロポーザル方式の実施が適切に行えるよう、引き続きこれらのガイドラインの内容について整備を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副市長(阿南寿和君) お答えをいたします。

今回、随契のガイドライン、そしてまたプロポーザル方式実施に対するガイドラインの運用ということで定めさせていただいたところでございまして、早速先月17日、18日で全部署、全課にわたる職員、多数集まっていただきまして研修会を開催いたしました。私も出席をさせていただきました。

こういう形で基礎となるものは、基本となるものは制定されたわけでございますが、先ほども議員から上下水道局のお話がございましたが、このルールといいますよりも倫理観というようなことがあるわけで、それは別の問題だと思いますが、こうして基本となるものができたということで、個々の契約でありますとか、そういう案件につきましては、やはり個々に違うということがございますので、こういった基本を踏まえて、そしてさらにそれから応用して各部署において契約検査課と連携を取りながら公正性、透明性、そして競争性を確保しながら今後の事業を進めていくという方向でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○6番(安部一郎君) 今、副市長が水道局の件話しましたのですけれども、前回の議会で 言いましたけれども、水道局がいろんな契約をしております。その中で随契理由が実にで たらめでした。随契理由とは何なのかということをちゃんと表記していれば、あんな契約 にならなかったというのを思いますので、ぜひともこのガイドラインを皆さん職員が共有 されて契約に当たっていただきたいと思います。

次の質問にまいります。契約事務規則の業務委託についての見通し。

各課が行う業務委託の入札において、最低制限価格を設定しているものがあります。これらの全てについて最低制限価格は公表されていない現状があります。最低制限価格の設定が必要な入札があることは理解できますが、その最低制限価格が公表されないことは、入札契約事務の透明性を欠くことにはならないでしょうか。今後はこの最低制限価格を公表する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○総務部参事兼契約検査課長(立川 誠君) 議員御指摘の最低制限価格は、地方自治法施行 令第 167 条の 10 第 2 項に規定する 価格自動落札方式の例外規定であり、あらかじめ 最低制限価格を設けて、予定価格の制限 範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもっ申込みをしたもののうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とすることが できるという制度であります。

契約検査課が所管します工事等の全案件につきましては、国が定める公共工事適正化指 針及び本市公表要綱に基づき最低制限価格を設定、公表しておりますが、現在、担当部署 が行う業務委託に係る最低制限価格の公表につきましては、法令等に定めがないところで ございます。

議員御指摘の担当部署が行う業務委託に係る最低制限価格の設定公表につきましては、 今後、他自治体の状況について調査をしてまいりたい、このように考えております。

○6番(安部一郎君) どうもありがとうございました。今後、このガイドラインを含めて 改定があろうかと思います。ぜひ再任用されて、まだお付き合いをしていただきたいと思 います。

次にまいります。環境課のごみ収集の委託について。

大分県下においてごみ収集最低制限価格を導入しているのは2市のみでございます。佐 伯市は8年契約なので、同じような事案は宇佐市のみです。担当部署が行う業務委託に係 る最低制限価格の設定、公表につきましては、今後自治体の状況について調査してまいり たいと考えておりますということなのですが、その最低制限価格に関わる官製談合事件が 毎年何件も起きています。2月も2件起きております。どうしても最低制限価格を設ける というなら、変動性を設けるべきと思いますので、担当課長、よろしいでしょうか。

○環境課長(堀 英樹君) お答えいたします。

今後は、他の自治体の状況について調査し、関係各課と歩調を合わせてまいりたいと考えております。

○6番(安部一郎君) ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

情報公開についてということで、会議録、協議録について、一度本当、整理整頓してみてください。会議録とは何なのか、協議録とは何なのか。出席した人の名前も書いていない、内容が分かるものは一切ない。表題だけというのを多々見てきました。そして、特に会議録の必要性は、このように書いていますね。情報公開については、住民にとって必要な情報の取得について、機会の均等を図ることで公正を確保し、政策形成過程を明らかにすることで透明性を向上させ、必要な施策について住民の理解を得るための説明責任を果たすことを求められる。事務処理の公開、原則公開に向けてこのような職員の意識改革を迫るものであり、これは実施機関の職員に常に主権たるものは住民であることを意識するという、こういう過去の助役の書いた本がありますので、ぜひともそういうのも参考にしていただきたいと思います。

次に、水道局の事件についてでございますが、私が細かく質問したところ、事件の際、いろんな書類を押収されたということでございます。押収物を整理して、また改めて回答するということなので、ぜひまた改めて時間をつくっていただきたいと思います。

最後に、コロナ禍における別府市の経済についてなのですが、これはもう回答をいただいております。セーフティーネットで、すごい数の申請者が出ております。

そして、2番の質問なのですが、県や国に対して要望を出す際、政策をつくる際、ぜひともそこに住む人の、商売人の意見を十分聞いた上、いろんなものをつくっていただきたいというのが、私の要望でございます。その点、何か課長、ありますか。

○産業政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

市が政策を決定する際には、事前に関係団体、関係機関と十分協議を行って政策に反映 させるようにしております。今後も、その旨継続していきたいと思っております。

○6番(安部一郎君) よろしくお願いしたいと思います。

今日は、経費削減についていろいろ話しました。スポーツの費用対効果も話しました。私が知り得る中で行橋 100 キロウォークというのがあります。もうほとんど経費は別府からは持ち出しがありません。しかし、これ、6,000 人もの人が来て、長野市長が挨拶するだけで毎年来てくれているという状況です。それで湯けむりマラソンもそうです。100 万円の補助金で 1,000 人以上の人が来ます。一気登山、これに関しては一切補助金なしで民間事業者がやっています。このキーは、やっぱり市民だと思うのですね。市民がいかにまちづくりに関わるか、これが経費節約につながる。協働のまちづくりこそが地方自治の生き残る道だと思っていますので、ぜひ市民に軸足を移したまちづくりをしていただきたいと思います。

○議長(松川章三君) お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本 会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時56分 散会

- 142	_
1/12	